

# 市政のあらまし

令和7年度

[ 令和8年2月改訂版 ]



川口市役所第二本庁舎  
(令和7年9月開庁)

川口市役所第一本庁舎  
(令和2年5月開庁)

川口市議会

# 川口市民憲章

昭和42年4月1日 制定

“鑄物のまち”としての長い伝統の上に各種産業を加えて、躍進を誇るわが川口市は、新しい時代のいぶきのもと近代都市として大きな発展を期しています。これが市民ひとりひとりの理想であります。

わたくしたちはここに誇りを感じ、明るく健康で豊かな市民生活を築くために、全市民の願いをこめて、この憲章を定めました。

わたくしたちは

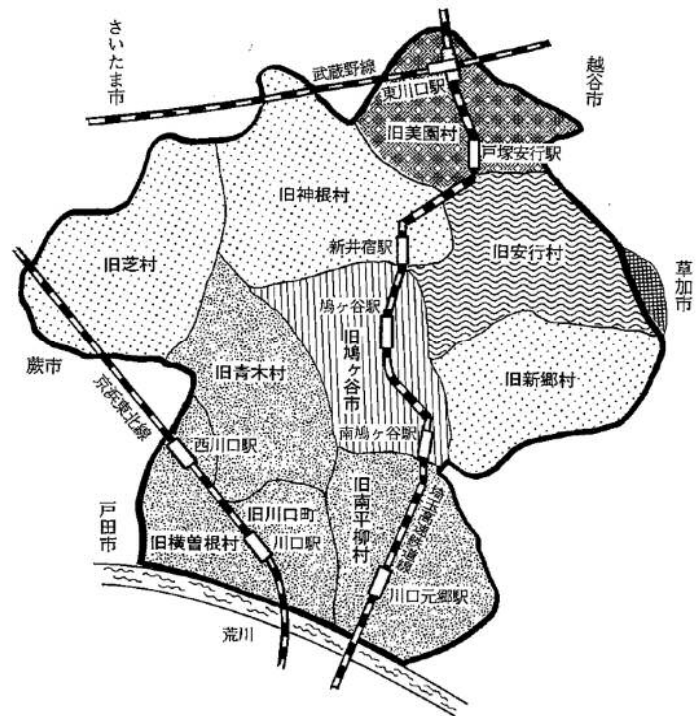
- 1 すすんで環境を浄化し、きれいな家庭・美しいまちをつくりましょう。
- 1 いつも健康で元気よく働き、しあわせな家庭・豊かな都市をつくりましょう。
- 1 互いにきまりを守り、助け合って、なごやかな家庭・明るい社会をつくりましょう。
- 1 文化を育て、教養を高めて、楽しい家庭・住みよい郷土をつくりましょう。
- 1 力いっぱい両手をひろげ、伸びゆく家庭・理想の大川口市をつくりましょう。

# 目 次

|          |                                 |     |
|----------|---------------------------------|-----|
| <b>1</b> | <b>市 勢</b> .....                | 1   |
|          | (1) 沿革                          |     |
|          | (2) 行政区域の変遷                     |     |
|          | (3) 人口                          |     |
|          | (4) 都市宣言                        |     |
| <b>2</b> | <b>川口市自治基本条例</b> .....          | 3   |
| <b>3</b> | <b>第5次川口市総合計画</b> .....         | 4   |
| <b>4</b> | <b>特色ある制度など</b> .....           | 6   |
|          | (1) 総務（市長室、危機管理部、理財部、市民生活部）     |     |
|          | (2) 福祉保健（福祉部、子ども部、保健部、医療センター）   |     |
|          | (3) 環境経済文教（環境部、経済部、農業委員会、教育委員会） |     |
|          | (4) 建設消防（都市計画部、都市整備部、上下水道局）     |     |
| <b>5</b> | <b>議 会</b> .....                | 98  |
|          | (1) 議会の構成                       |     |
|          | (2) 議会の運営                       |     |
|          | (3) 議会の運用                       |     |
|          | (4) 特別職報酬                       |     |
| <b>6</b> | <b>財 政</b> .....                | 102 |
|          | (1) 令和5年度決算状況                   |     |
|          | (2) 令和7年度当初予算                   |     |
|          | (3) 一般会計予算                      |     |
|          | <b>資料編（行政諸統計）</b> .....         | 105 |

**【行政区域の変遷図】**

- 昭和 8. 4. 1 市制施行
- 昭和15. 4. 1 合 併
- 昭和15. 4. 1 合 併
- 昭和25.11. 1 分 離
- 平成23.10.11 合 併
- 昭和31. 4. 1 合 併
- 昭和32. 5. 1  
草加町へ編入
- 昭和35. 4. 1 一部編入
- 昭和37. 5. 1 合 併



# 1 市 勢

## (1) 沿 革

### ① 川口の地名の由来

川口の地名は、芝川と荒川(旧入間川)の合流地点に位置していたことから「川口」と呼ばれるようになったとされており、その名がはじめて歴史上に表れたのは、鎌倉時代に書かれた『とはずがたり』と室町時代に作られた『義経記』で、「小川口」という地名が記されています。

「小川口」から「川口」に改まったのは、元和8年(1622年)将軍徳川秀忠の日光参詣の頃からであり、それ以来、人馬の賑わいが増すとともに、江戸時代後期には、鋳物産業が盛んになり、また、植木生産・釣竿等の製造業もおこるなど活気を帯びていきました。

### ② 新しいまちづくり

本市は、平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間とする、第5次川口市総合計画を策定し、まちづくりの根幹となる川口市自治基本条例の趣旨を尊重しつつ、「市民とつくるまちづくり」「多様な主体の共生共栄」「多様な市民ニーズに的確に対応する市民福祉の充実」の3つの基本理念を掲げるとともに、将来都市像を「人と しごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口」としました。そして、時代の変化や多様化する社会にも柔軟に対応するしなやかさをもち、市民と行政が一体となり、困難な課題にも力強く、たくましく取り組んでいく「人と産業が元気なまち」の実現を目指します。

今後も様々な施策を着実に推進し、将来にわたり多くの人に選ばれ「住みたいまち」「住んでよかったまち」「住み続けたいまち」となるよう、行政と市民が手を携えながら、魅力的で元気なまちづくりを進めます。

## (2) 行政区域の変遷

| 合併(分離)の市町村名                          | 合併(分離)等の区域の面積                               |                      | 合併(分離)等の年月日 | 説 明                                 |
|--------------------------------------|---|----------------------|-------------|-------------------------------------|
| 川 口 町<br>横 曽 根 村<br>青 木 村<br>南 平 柳 村 | 2.40km <sup>2</sup><br>4.55<br>6.37<br>6.08 | 19.40km <sup>2</sup> | 昭和8. 4. 1   | 1町3村の合併により市制施行<br>当時の人口 45, 573人    |
| 鳩ヶ谷町<br>神 根 村<br>新 郷 村<br>芝 村        | 6.20<br>9.61<br>6.72<br>6.71                | 48.64                | 昭和15. 4. 1  | 1町3村の合併<br>当時の人口 97, 115人           |
| 鳩ヶ谷町                                 | 6.20  | 42.44                | 昭和25. 11. 1 | 1町の分離 当時の人口111, 558人                |
| 安 行 村                                | 8.10  | 50.54                | 昭和31. 4. 1  | 1村の合併 当時の人口139, 868人                |
|                                      | 2.52  | 48.02                | 昭和32. 5. 1  | 境界変更により安行の一部を草加町へ編入 当時の人口 144, 677人 |
| 美 園 村                                | 0.02  | 48.04                | 昭和35. 4. 1  | 境界変更により美園村の一部を編入<br>当時の人口 162, 362人 |
| 美 園 村                                | 7.62  | 55.66                | 昭和37. 5. 1  | 美園村の一部を合併<br>当時の人口 190, 392人        |
|                                      |   | 55.71                | 平成2. 6. 1   | 建設省国土地理院「全国都道府市区町村別面積調」の変更による。      |
|                                      |   | 55.75                | 平成6. 4. 1   | 建設省国土地理院「全国都道府市区町村別面積調」の変更による。      |

|      |      |       |              |                                   |
|------|------|-------|--------------|-----------------------------------|
| 鳩ヶ谷市 | 6.22 | 61.97 | 平成23. 10. 11 | 1市の合併 当時の人口 578, 951人             |
|      |      | 61.95 | 平成26. 10. 1  | 国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」の変更による。 |

### (3) 人 口

| 区 分   | 令和2年10月1日(国勢調査)       |  | 令和8年2月1日              |
|-------|-----------------------|--|-----------------------|
|       | 川口市                   |  |                       |
| 人 口   | 594,274人              |  | 608,313人              |
| 男     | 299,238人              |  | 308,246人              |
| 女     | 295,036人              |  | 300,067人              |
| 世 帯 数 | 267,141世帯             |  | 311,450世帯             |
| 面 積   | 61. 95km <sup>2</sup> |  | 61. 95km <sup>2</sup> |

### (4) 都市宣言

#### ① 福祉都市宣言(昭和43年12月定例会市議会に於て決議)

市民のすべてが憲法で保障された、健康で文化的な生活を営めるよう全市民が一体となり、明るく住みよい都市の建設を決意し、「福祉都市」を宣言したものです。

#### ② 川口市交通安全都市宣言(昭和58年12月定例会市議会に於て決議)

交通安全施策の拡充促進や、交通安全思想の徹底を図り、市民の総力を挙げて安全で住みよい川口市を築くため、「交通安全都市」を宣言したものです。

#### ③ 川口市平和都市宣言(昭和60年12月定例会市議会に於て議決)

未来に向かい、平和で豊かな社会を築き、平和への願いを結集し、市民一人ひとりが努力することを誓い、「平和都市」を宣言したものです。

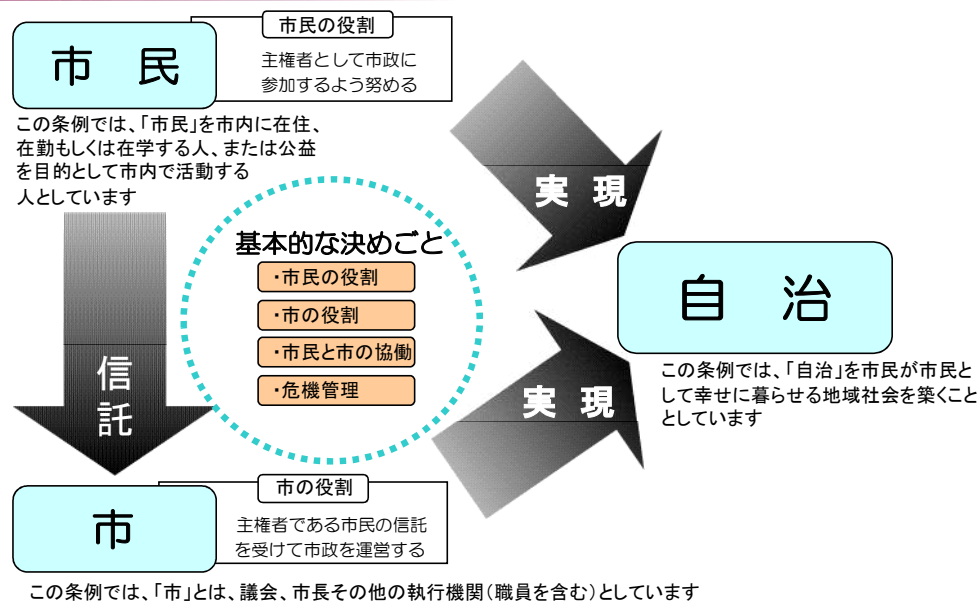
#### ④ 人権尊重都市宣言(平成6年12月定例会市議会に於て議決)

自由で平等な明るい社会の実現に向けて、人間性豊かな地域社会を築くため、「人権尊重都市」を宣言したものです。

## 2 川口市自治基本条例

本市では、平成21年4月1日から「自治体の憲法」ともいわれ、川口市の最高規範として位置付けられる「川口市自治基本条例」を施行しました。

### 条例の全体像・・・



### 川口市自治基本条例は市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことを目的としています

- この条例の目的は、本市における自治の実現、すなわち市民として幸せに暮らせる地域社会の実現を目指して、
- ①「市民」の役割と権利、②「市」の役割と責務、③市政の運営に関する基本的な事項を定めています。
- 「市民」の役割としては、「自治」の実現のために主権者として市政に参加するように努めるものとします。一方、「市」の役割としては、主権者の信託を受けて市政を運営するものとします。そして、「市民」と「市」は、ともに市民が幸せに暮らせる地域社会を築く「自治」の実現を目指します。なお、「市民」の市政参加に関する権利として、
- ①意見を表明し、市政に参加する権利、②情報を知る権利、③公平・誠実に扱われる権利を条例の中で定めました。ただし、これらの権利は濫用してはならず、常に自治の実現のために行使することを認識することとしています。これに対して、市政運営の原則として、
  - ①市民の意思の反映、②情報の公開・提供、③個人情報保護の保護、④公平・誠実な市政の運営を定めました。
- このほか、「市民」は、相互に助け合うこと、市民活動・コミュニティ活動を尊重することを定め、事業者についても、社会的責任を認識することを定めています。加えて、「市」では市政運営の原則に基づき、議会や行政運営の細かなルールを定めています。

### 川口市自治基本条例の構成

この条例は、前文と33条の条文で構成されています。

- **第1章「総則」** (第1条～第6条)  
目的や市民と市の役割などが規定されています。  
第5条第3項による「川口市協働推進条例」は平成24年4月1日から施行しました。
- **第2章「市民等」** (第7条～第10条)  
市民の権利などが示されています。  
第7条第5項による「川口市市民参加条例」は平成24年4月1日から施行しました。
- **第3章「市政運営」**  
市政運営の原則、議会・行政の役割などが規定されています。
  - **第1節「市政運営の原則」** (第11条～第14条)
  - **第2節「議会」** (第15条・第16条)
  - **第3節「行政運営」** (第17条～第29条)
  - **第4節「市民投票」** (第30条)  
第30条による「川口市市民投票条例」は平成25年4月1日から施行しました。
  - **第5節「国及び他の地方公共団体との連携並びに国際交流」** (第31条)
- **第4章「最高規範」** (第32条・第33条)  
本市の最高規範となる条例であることを述べています。  
第33条第3項による「川口市自治基本条例運用推進委員会条例」は平成21年10月1日から施行しました。

### 3 第5次川口市総合計画

総合計画とは、まちづくりの基本的な方向性を示すもので、市の最上位に位置する長期的な計画です。第5次川口市総合計画は、めまぐるしく変化する社会経済情勢に加え、鳩ヶ谷市との合併や中核市への移行など、市内外の変化に対応し、本市の限られた資源を効果的・効率的に活用して、多くの人々から選ばれるまちをめざすため、本市の将来の姿を示し、その将来の姿を実現するまちづくりの指針として、平成28年4月に策定しました。

本計画では、「人と しごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口」を将来都市像として位置づけ、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構造で構成しています。

## 基本構想(平成28年度から令和7年度までの10年間)

### 【基本理念】

市民とつくるまちづくり

多様な主体の共生共栄

多様な市民ニーズに的確に対応する市民福祉の充実

### 【将来都市像】

人と しごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口

### 【めざす姿】

- 全ての人にやさしい“生涯安心なまち”
- 子どもから大人まで“個々が輝くまち”
- 産業や歴史を大切にした“地域の魅力と誇りを育むまち”
- 都市と自然が調和した“人と環境にやさしいまち”
- 誰もが“安全で快適に暮らせるまち”
- 市民・行政が協働する“自立的で推進力のあるまち”

# 基本計画(前期・後期各5年間)

## 【総論】

「人口と世帯数の推計」「将来都市構造」

## 【各論】

### I 全ての人にやさしい “生涯安心なまち”

- 1 健康を育むまちづくり
- 2 健やかな子育て・子育て環境づくり
- 3 高齢者の暮らしの安心・生きがいづくり
- 4 誰もが安心して生活できる環境づくり

### IV 都市と自然が調和した “人と環境にやさしいまち”

- 1 豊かな水と緑に親しめる空間の創出
- 2 環境の保全と創造
- 3 廃棄物の減量化・再資源化・適正処理の推進

### II 子どもから大人まで “個々が輝くまち”

- 1 子どもがのびのび学べる環境づくり
- 2 子どもの成長をサポートする基盤づくり
- 3 市民が自己実現をめざせる環境づくり
- 4 互いに尊重・理解し合う環境づくり

### V 誰もが “安全で快適に暮らせるまち”

- 1 住・工・商・緑が共存した計画的な土地利用の推進
- 2 安全・安心・快適な移動を支える交通環境の整備
- 3 安全・安心な上下水道サービスの提供
- 4 さまざまな災害や犯罪などの脅威から市民を守るまちづくり

### III 産業や歴史を大切に “地域の魅力と誇りを育むまち”

- 1 地域経済基盤づくり
- 2 活力ある工業等の振興
- 3 活気ある商業の振興
- 4 魅力ある農業の振興
- 5 地域資源の活用

### VI 市民・行政が協働する “自立的で推進力のあるまち”

- 1 市民が元気に活動するための環境づくり
- 2 市民と行政の相互協力
- 3 行政経営の基盤強化

各施策ごとに「基本方針」を掲げるとともに、「目標指標」を設定

## 【地域別計画】

本市の10の地域(中央、横曽根、青木、南平、新郷、神根、芝、安行、戸塚、鳩ヶ谷)ごとに特徴や課題をとらえ、地域の実情に即した取り組みやまちづくりの方向性を定めるもの

## 4 特色ある制度など

|                            | 掲載頁  |               |
|----------------------------|--|---------------|
| (1)<br>総務                  | フィルムコミッション   | 8             |
|                            | シティプロモーション事業                                       | 9             |
|                            | 自主防災組織育成事業   | 10            |
|                            | 気象情報メール配信事業  | 10            |
|                            | 防犯対策事業   | 11            |
|                            | 納税環境整備事業（コンビニエンスストア等収納）                            | 12            |
|                            | 町会相談員制度  | 13            |
|                            | コミュニティ活動補償制度                                       | 13            |
|                            | 多文化共生推進事業  | 14            |
|                            | 男女共同参画推進事業   | 14            |
|                            | ボランティア見本市  | 15            |
|                            | 青少年ボランティア育成事業                                      | 15            |
|                            | 市民活動助成事業   | 16            |
|                            | かわぐち市民パートナーステーションの設置                               | 16            |
|                            | 盛人大学   | 17            |
|                            | マンションコミュニティ支援事業                                    | 17            |
|                            | 生活道路における最高速度30km毎時規制（ゾーン30）に加え、速度抑制施設を設置したゾーン30プラス | 18            |
|                            | (2)<br>福祉保健  | 住民参加型福祉サービス事業 |
| 生活困窮者自立支援事業                |  | 20            |
| 認知症高齢者相談事業                 |  | 20            |
| 配食サービス事業                   |  | 21            |
| 自立支援事業                     |  | 21            |
| 日常生活用具給付事業                 |  | 22            |
| 重度要介護高齢者福祉手当               |  | 22            |
| 外国人高齢者等福祉手当                |  | 23            |
| 入居保証支援事業                   |  | 23            |
| 地域支援事業                     |  | 24            |
| 成年後見制度利用促進事業               |  | 24            |
| 重度化防止事業                    |  | 25            |
| 精神障害者家族相談員紹介事業             |  | 25            |
| 短期入所施設                     |  | 25            |
| 障害者歯科健康診査事業                |  | 26            |
| 障害者相談支援事業                  |  | 26            |
| 日中一時支援事業                   |  | 26            |
| 障害者事業所支援事業                 |  | 27            |
| 障害者相談支援事業                  |  | 28            |
| 障害児相談支援事業                  |  | 28            |
| 計画相談支援事業                   |  | 28            |
| おやこの遊びひろば事業                |  | 29            |
| 子育てサポートプラザ事業               |  | 30            |
| 赤ちゃんにっこり応援金事業              |  | 31            |
| 訪問型病児・病後児保育利用助成制度          |  | 32            |
| ヤングケアラー支援事業                |  | 33            |
| 子ども発達相談センター事業              |  | 34            |
| 子どもの生活・学習支援事業              |  | 35            |
| いじめ防止推進事業                  |  | 36            |
| 児童センター・こども館事業              |  | 37            |
| アドベンチャープレイ事業               |  | 38            |
| 青少年健全育成事業                  |  | 39            |
| 小児夜間救急診療事業                 |  | 40            |
| 葬祭事業                       |  | 41            |
| 医療安全相談窓口                   |  | 42            |
| 若年者早期相談・支援事業               |  | 42            |
| おたふくかぜワクチン接種費用助成事業         |  | 43            |
| 帯状疱疹ワクチン接種費用助成事業           |  | 43            |
| 3・4か月児健康診査事業               |  | 44            |
| 10か月児健康診査事業                |  | 44            |
| 前立腺がん検診事業                  |  | 45            |
| 成人歯科健康診査・歯科ドック・口腔がん検診事業    |  | 45            |
| 訪問歯科健康診査事業                 |  | 46            |
| Web利用型自己採血検査事業             |  | 46            |
| 妊婦歯科健康診査事業                 |  | 47            |
| 産後ケア事業                     |  | 47            |
| こども家庭センター母子保健事業            |  | 48            |
| 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付制度   | 48   |               |
| 川口市食品衛生監視指導計画              | 49   |               |
| 特定健康診査・特定保健指導              | 49   |               |
| 糖尿病性腎症重症化予防対策事業            | 50   |               |
| 後期高齢者医療健康診査事業              | 50   |               |
| 後期高齢者医療人間ドック検診料助成事業        | 51   |               |
| 川口市立医療センター経営強化プラン2024-2027 | 52   |               |
| 地域医療支援病院                   | 53   |               |

|                            |                                |    |
|----------------------------|--------------------------------|----|
|                            | 川口市環境物品等の調達の推進に関する方針（グリーン購入方針） | 54 |
|                            | 第3次川口市環境基本計画                   | 55 |
|                            | 第2次川口市地球温暖化対策実行計画              | 56 |
|                            | 地球温暖化対策活動支援金                   | 57 |
|                            | 生物多様性保全事業                      | 59 |
|                            | クリーン推進員制度                      | 60 |
|                            | 路上喫煙防止事業                       | 61 |
|                            | 資源物の分別収集・リサイクル事業               | 62 |
|                            | 川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例        | 64 |
|                            | 川口市土砂の堆積等の規制に関する条例             | 65 |
|                            | 不法投棄監視業務                       | 65 |
|                            | ふれあい収集                         | 66 |
|                            | 3R推進活動等助成事業                    | 66 |
|                            | 企業立地補助金                        | 67 |
|                            | 制度融資                           | 68 |
| (3)                        | 地域貢献事業者認定事業                    | 69 |
| 環<br>境<br>経<br>済<br>文<br>教 | DX推進補助金                        | 70 |
|                            | 中小企業勤労者定期健康診断料補助事業             | 71 |
|                            | 技能振興推進事業                       | 71 |
|                            | シニア向け就職支援事業                    | 72 |
|                            | 就職支援事業                         | 72 |
|                            | 合同企業面接会事業                      | 72 |
|                            | 雇用促進・人材育成事業                    | 73 |
|                            | 若年者定住就労促進家賃補助事業                | 73 |
|                            | 中小企業従業員等奨学金返還支援補助事業            | 73 |
|                            | 住工共生コミュニティ活動事業補助金              | 74 |
|                            | 地域資源活用事業補助金                    | 75 |
|                            | 川口市産品公共工事活用促進制度                | 75 |
|                            | 川口市産品フェア                       | 76 |
|                            | 展示会等出展事業補助金                    | 77 |
|                            | 商店改修事業補助金                      | 78 |
|                            | 市役所マルシェ開催事業                    | 78 |
|                            | 農業振興事業計画認定制度                   | 79 |
|                            | 明日の農業担い手育成塾事業                  | 79 |
|                            | 農地情報登録制度                       | 80 |
|                            | 人材バンク“魅学”                      | 81 |
| 市民大学                       | 81                             |    |
| 地域学校協働活動推進事業               | 82                             |    |
| 科学館開催事業                    | 83                             |    |
| 市立中学校・高等学校運動部活動指導者派遣事業     | 84                             |    |
| かわぐち学校サポートプラン事業            | 85                             |    |
| 高校生海外派遣事業                  | 85                             |    |
| 川口の元気 夢わーく体験事業             | 86                             |    |
| 文化交流使節団派遣事業                | 86                             |    |
| 学校ファーム推進事業                 | 87                             |    |
| (4)                        | 景観まちづくり発信事業                    | 88 |
| 建<br>設<br>消<br>防           | 川口駅周辺まちづくりビジョン                 | 88 |
|                            | 住宅リフォーム補助金                     | 88 |
|                            | 空家除却補助金                        | 89 |
|                            | 川口市ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例    | 89 |
|                            | 川口市資材置場の設置等の規制に関する条例           | 89 |
|                            | 既存建築物耐震診断補助金                   | 90 |
|                            | 既存建築物耐震改修補助金                   | 90 |
|                            | 民間建築物アスベスト対策補助金                | 91 |
|                            | 既存ブロック塀等安全対策補助金                | 91 |
|                            | 生け垣設置及び屋上緑化等奨励補助制度             | 92 |
|                            | 緑のまちづくり地域緑化事業補助金               | 93 |
|                            | 保存樹木等維持管理経費補助制度                | 93 |
|                            | アクアプラン川口21～第3次川口市水道ビジョン～       | 94 |
|                            | 川口市下水道ビジョン                     | 95 |
| 水洗便所改造資金補助金                | 96                             |    |

(1) 総務（市長室、危機管理部、理財部、市民生活部）

フィルムコミッション

（広報課）

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成 14 年 11 月  |
| 目的    | 映画やテレビ番組等のロケーション撮影を支援する窓口となり、本市が映像の“舞台”になることで、まちのPRと賑わいの創出、さらには市内にある映像産業拠点「SKIPシティ」を核とした映像産業の振興、人材育成等の幅広い効果が期待できる。                                      |
| 特色    | <ul style="list-style-type: none"><li>・「川口」の映像が国内外に広まり知名度の向上を図ることができる。</li><li>・ロケによる経済効果。（弁当・宿泊・オープンセットの建設等）</li><li>・上映、放映により来訪者数の増加が期待できる。</li></ul> |
| 実績    | 令和 6 年度<br><ul style="list-style-type: none"><li>・テレビ朝日「相棒 season 23」</li><li>・映画「正直不動産」 など</li></ul> グリーンセンター、キュポ・ラ広場、川口西公園など、市内各所で撮影。                 |

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成 28 年 4 月 1 日  |
| 目的    | 本市の魅力を生内外に P R することにより、市民の地域愛の醸成や定住促進を図るほか、一人でも多くの若者世代や子育て世代、そして本市の伝統であるものづくり産業の担い手、起業者等を市外から本市により多く呼び込むこと。  |
| 特色    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 官民連携地域情報ウェブサイト「トリコカワグチ」を基盤とした魅力的な地域情報や行政情報の発信</li> <li>2 川口市マスコット「きゅぼらん」を活用した P R の推進</li> <li>3 定住促進冊子を活用した本市知名度の向上</li> <li>4 鉄道車両内のモニターを用いた本市 P R 動画の放映</li> </ol>   |
| 実績    | <p>令和 6 年度</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 WEB 媒体の活用<br/>行政情報だけでなく、地域の情報も一括して取り扱う、官民連携地域情報ウェブサイト「トリコカワグチ」に加え、I n s t a g r a m 「川口 S t y l e」を新たに立ち上げ幅広く情報発信を行うことで、市民の地域愛の醸成及び市外在住者に対する本市の知名度・注目度の向上を図った。</li> <li>2 川口市マスコット「きゅぼらん」の活用<br/>「きゅぼらん」による S N S の情報発信などで、本市の知名度・注目度の向上を図った。</li> <li>3 定住促進冊子の活用<br/>市外在住者の定住促進を主眼とした取り組みの一環として、若い世代・子育て世代をターゲットとしたパンフレット「かわぐち m e m o」を作成し、本市知名度の向上を図った。</li> <li>4 本市 P R 動画の製作・放映<br/>P R 動画「行けばわかるイイナパーク川口」や「川口市役所広報課が行く！ E N J O Y 川口」、「ちょうどイイ川口」などをホームページや Y o u T u b e などで公開している。また、本編を集約した動画を、埼玉高速鉄道（車両内モニター）などで放映することにより、視聴回数の増加を図った。</li> </ol> |

自主防災組織育成事業

(危機管理課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 昭和 59 年 4 月 1 日   |
| 目 的   | 災害時の被害防止・軽減を図るため、市民の自主的な防災活動（自助）とともに、「自分たちのまちは自分たちで守る」という住民の隣保共同の認識（共助）のもと、地区連合町会をはじめ、町会・自治会を単位とした「自主防災組織」の結成促進、組織の育成強化を図り、市（公助）と地域住民の協力体制づくりを推進する。 |
| 特 色   | 自主防災組織の結成促進と育成推進のため、自主防災組織活動補助金の交付をはじめ、避難所開設・運営時の指導者となる防災リーダーの認定講習や防災HUG講習、防災出前講座の開催など、防災意識の向上及び円滑な応急対策の強化に努めている。                                   |
| 実 績   | 令和 7 年 4 月 1 日現在で、結成促進指導により全市 229 町会・自治会の内 227 組織が結成（99.1%）され、その活動に係る防災資機材の購入や防災訓練等に対し補助金を交付するとともに、防災リーダー認定講習、防災出前講座、防災訓練指導などを通じて技術の体得や防災意識の向上を図った。 |

気象情報メール配信事業

(危機管理課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成 18 年 6 月   |
| 目 的   | 気象庁が発表する雨に関する警報や地震に関する情報を市民に提供し、事前の備えと防災意識の向上を図り、被害を減少させる。  |
| 特 色   | 防災情報を、市民が登録した携帯電話やパソコンに、文字情報（メール）として情報提供するサービス。<br>配信内容は、雨に関する情報、地震に関する情報、竜巻に関する注意情報、避難情報等、その他。                 |
| 実 績   | 令和 7 年 4 月 1 日現在において、地震情報 10,737 件、気象情報 12,843 件、土砂災害警戒情報 8,642 件の登録があり、気象情報や震度情報を配信することにより、防災情報の迅速かつ円滑な伝達を図った。 |

防犯対策事業

(防犯対策室)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成 16 年 4 月 1 日   |
| 目的    | 自主防犯組織の育成や市民の防犯意識の高揚を図り、安全・安心に暮らせるまちづくりを進める。  |
| 特色    | 自主防犯組織に対する防犯資機材購入費の助成や町会防犯灯・防犯カメラに係る経費の助成を行うとともに、警察との連携による防犯教室、防犯キャンペーンの実施及び犯罪情報提供など、防犯啓発活動を実施している。   |
| 実績    | <p>令和 6 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防犯活動等を行っている町会・自治会 210 町会・自治会</li> <li>・ 防犯活動等を行っている町会・自治会以外の団体 123 団体</li> <li>・ 自主防犯組織活動補助金 交付団体 5 団体</li> <li>・ 町会防犯灯電気料補助金 179 町会・自治会</li> <li>・ 町会防犯灯設置費補助金 <ul style="list-style-type: none"> <li>設置 9 町会・自治会 10 基</li> <li>修繕 67 町会・自治会 123 基</li> </ul> </li> <li>・ 防犯カメラ設置費補助金 設置 32 町会・自治会 44 台</li> <li>・ 防犯カメラ修繕費補助金 修繕 18 町会・自治会 29 台</li> <li>・ 防犯教室等の開催 52 回</li> </ul> |

納税環境整備事業（コンビニエンスストア等収納）

（税制課・納税課・国保収納課）

|              |  |                  |           |                 |             |           |                 |            |          |               |         |           |                 |   |           |                  |              |           |                  |              |          |                 |   |           |                  |
|--------------|--|------------------|-----------|-----------------|-------------|-----------|-----------------|------------|----------|---------------|---------|-----------|-----------------|---|-----------|------------------|--------------|-----------|------------------|--------------|----------|-----------------|---|-----------|------------------|
| 開始年月日        | 平成 17 年 5 月  |                  |           |                 |             |           |                 |            |          |               |         |           |                 |   |           |                  |              |           |                  |              |          |                 |   |           |                  |
| 目 的          | 納税環境の整備を進めることにより、納税者の利便性を高め、収納率の向上と税収確保に努める。   |                  |           |                 |             |           |                 |            |          |               |         |           |                 |   |           |                  |              |           |                  |              |          |                 |   |           |                  |
| 特 色          | <p>コンビニエンスストア等収納については以下のとおりである。</p> <p>平成 17 年度 納税通知書によるコンビニ納付取扱開始<br/>         平成 26 年度 催告書による取扱開始<br/>         平成 27 年度 督促状による取扱開始<br/>         令和 2 年度 キャッシュレス決済開始</p> <p>※スマホアプリによるコンビニ用バーコード利用<br/>         令和 5 年度 地方税統一QRコード（eL-QR）利用によるキャッシュレス決済開始</p> <p>対象税目：固定資産税・都市計画税<br/>         軽自動車税（種別割）<br/>         市県民税・森林環境税（普通徴収）</p> <p>なお、コンビニ店舗での納付は市税収入全体のおよそ 10%となっている一方、eL-QRはコンビニ店舗における納付に対応していないことから、引き続きeL-QRとコンビニ収納用バーコードの併用を継続する。</p>  |                  |           |                 |             |           |                 |            |          |               |         |           |                 |   |           |                  |              |           |                  |              |          |                 |   |           |                  |
| 実 績          | <p>令和 6 年度</p> <p>コンビニ収納用バーコード収納件数及び金額</p> <table border="1"> <tr> <td>市県民税（普通徴収）</td> <td>156,848 件</td> <td>4,480,161,304 円</td> </tr> <tr> <td>固定資産税・都市計画税</td> <td>238,523 件</td> <td>6,137,979,835 円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車税（種別割）</td> <td>68,342 件</td> <td>458,132,619 円</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険税</td> <td>211,438 件</td> <td>3,754,521,480 円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>675,151 件</td> <td>14,830,795,238 円</td> </tr> </table> <p>店舗・アプリの内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>コンビニエンスストア店舗</td> <td>623,121 件</td> <td>13,516,136,129 円</td> </tr> <tr> <td>キャッシュレスアプリ決済</td> <td>52,030 件</td> <td>1,314,659,109 円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>675,151 件</td> <td>14,830,795,238 円</td> </tr> </table> | 市県民税（普通徴収）       | 156,848 件 | 4,480,161,304 円 | 固定資産税・都市計画税 | 238,523 件 | 6,137,979,835 円 | 軽自動車税（種別割） | 68,342 件 | 458,132,619 円 | 国民健康保険税 | 211,438 件 | 3,754,521,480 円 | 計 | 675,151 件 | 14,830,795,238 円 | コンビニエンスストア店舗 | 623,121 件 | 13,516,136,129 円 | キャッシュレスアプリ決済 | 52,030 件 | 1,314,659,109 円 | 計 | 675,151 件 | 14,830,795,238 円 |
| 市県民税（普通徴収）   | 156,848 件  | 4,480,161,304 円  |           |                 |             |           |                 |            |          |               |         |           |                 |   |           |                  |              |           |                  |              |          |                 |   |           |                  |
| 固定資産税・都市計画税  | 238,523 件  | 6,137,979,835 円  |           |                 |             |           |                 |            |          |               |         |           |                 |   |           |                  |              |           |                  |              |          |                 |   |           |                  |
| 軽自動車税（種別割）   | 68,342 件   | 458,132,619 円    |           |                 |             |           |                 |            |          |               |         |           |                 |   |           |                  |              |           |                  |              |          |                 |   |           |                  |
| 国民健康保険税      | 211,438 件  | 3,754,521,480 円  |           |                 |             |           |                 |            |          |               |         |           |                 |   |           |                  |              |           |                  |              |          |                 |   |           |                  |
| 計            | 675,151 件  | 14,830,795,238 円 |           |                 |             |           |                 |            |          |               |         |           |                 |   |           |                  |              |           |                  |              |          |                 |   |           |                  |
| コンビニエンスストア店舗 | 623,121 件  | 13,516,136,129 円 |           |                 |             |           |                 |            |          |               |         |           |                 |   |           |                  |              |           |                  |              |          |                 |   |           |                  |
| キャッシュレスアプリ決済 | 52,030 件   | 1,314,659,109 円  |           |                 |             |           |                 |            |          |               |         |           |                 |   |           |                  |              |           |                  |              |          |                 |   |           |                  |
| 計            | 675,151 件  | 14,830,795,238 円 |           |                 |             |           |                 |            |          |               |         |           |                 |   |           |                  |              |           |                  |              |          |                 |   |           |                  |

## 町会相談員制度

(自治振興課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 昭和 44 年 7 月  |
| 目 的   | 町会・自治会と市との連携を密にし、住民の意思を行政に反映させる。                               |
| 特 色   | 市内全町会・自治会に対し、課長補佐職以上の職員を委嘱する。                                  |
| 実 績   | 町会・自治会の要望を把握して市政に反映させるとともに、市政に関する事項を町会・自治会に連絡して施策への理解・協力を得ている。 |

## コミュニティ活動補償制度

(自治振興課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成元年 4 月 1 日  |
| 目 的   | 町会・自治会のコミュニティ活動中の事故に対して、補償制度を設けることにより、地域コミュニティ活動の活性化を図る。  |
| 特 色   | 同活動中に、思わぬ事故が発生し、指導者等が参加者やその他の第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負うこととなった場合、及び行事の準備や片付け等で、スタッフとして参加した方がケガ等をされた場合に補償する。 |
| 実 績   | 令和 6 年度 支払件数 2 件 支払額 223,000 円  |

多文化共生推進事業

(協働推進課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成元年 8 月  |
| 目的    | 地域の住民と様々な形で交流を深め、地域レベルの多文化共生の推進を図る。   |
| 特色    | 公募により国際交流員を採用し、地域における交流事業や生活ルール・マナーを教えるオリエンテーションを実施することにより、地域の多文化共生を推進している。また母国語で相談できる外国人相談窓口を設置し、外国人住民の生活支援を行っている。   |
| 実績    | <p>令和 6 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多文化共生施策の企画、立案、助言</li> <li>・多文化共生オンラインマガジン「発見！川口」の発信 13 回</li> <li>・日本語ボランティア育成事業 実施回数 2 回 参加者 52 人</li> <li>・外国人相談窓口 689 件</li> <li>・日本語スピーチコンテスト 出場者 12 人 来場者 127 人</li> <li>・日本語を母語としない子どもと保護者のための高校進学相談会 参加者 86 人</li> <li>・災害時多言語ボランティア講座 実施回数 2 回 参加者 66 人</li> <li>・国際理解講座 実施回数 10 回 参加者 115 人</li> <li>・ルール・マナー講座 実施回数 2 回 参加者 48 人</li> <li>・多文化ふれあいフェスタ 実施回数 1 回 参加者 982 人</li> </ul> |

男女共同参画推進事業

(協働推進課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成 10 年 7 月   |
| 目的    | あらゆる分野で男女が対等に参画し、共に責任を分かち合い、支え合いながら、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現する。   |
| 特色    | 平成 24 年 3 月「川口市男女共同参画推進条例」を制定、令和 5 年 4 月「第 3 次川口市男女共同参画計画」を策定し、この計画に沿って、男女共同参画社会の実現に力を入れている。  |
| 実績    | <p>令和 6 年度啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画週間記念事業「男女共同参画のつどい」参加者 80 人</li> <li>・COLORFULふえすた～男女共同参画イベント～ 参加者 370 人</li> <li>・その他各種セミナー 5 種類開催</li> <li>・男女共同参画紙「コ・ラボ」の発行 2 回</li> </ul> |

ボランティア見本市

(協働推進課)

|       |  |                   |       |
|-------|--|-------------------|-------|
| 開始年月日 | 平成 14 年度   |                   |       |
| 目 的   | 市内の様々な分野の社会貢献活動を行う団体が一堂に集まり、活動の紹介や市民との交流を通して、市民のボランティア活動に対する関心を高めるとともに活動のきっかけづくりとしつつ、10月第3日曜日の「ボランティアの日」に向けた気運を醸成する。 |                   |       |
| 特 色   | 各参加団体の活動の紹介・活動に準じた物品販売などを行うボランティアブースやふれあいステージ、団体の活動紹介等を収録した動画配信のほか、主に小中学生を対象にしたボランティア体験コーナーなどを行っている。                 |                   |       |
| 実 績   | 令和 6 年度  |                   |       |
|       | 参加団体   | ボランティアブース出展団体     | 40 団体 |
|       |  | 動画配信出展団体          | 10 団体 |
|       |  | ステージ              | 9 団体  |
|       |  | ボランティア体験プログラム協力団体 | 7 団体  |
|       | 来場者数   | 7,000 人           |       |

青少年ボランティア育成事業

(協働推進課)

|       |   |                |              |
|-------|---|----------------|--------------|
| 開始年月日 | 平成 16 年 4 月   |                |              |
| 目 的   | 次代を担う青少年のボランティアへの関心とその活動の促進を図る。   |                |              |
| 特 色   | 川口市と川口市社会福祉協議会の協働事業として行うもので、事業実施にあたり、市民ボランティア、教育関係者、知識経験者等で組織する青少年ボランティア育成委員会を設置し、育成事業（ボランティア体験プログラム、ボランティアポイント制度、通年ボランティア事業など）を行う。 |                |              |
| 実 績   | 令和 6 年度   |                |              |
|       | ・こどもフリーさろん  | 実施回数 17 回      | 参加者 延べ 440 人 |
|       | ・夏休みこどもボランティアさろん  | 実施回数 11 回      | 参加者 延べ 157 人 |
|       | ・青少年ボランティアスクール  | 受入 34 施設 31 団体 | 参加者 延べ 639 人 |
|       | ・青少年ボランティア啓発ポスター事業  |                | 応募数 101 点    |
|       | ・通年ボランティア事業   | 実施回数 66 回      | 参加者 延べ 201 人 |
|       | ・ボランティアポイント制度   | ポイントカード発行数     | 1,019 枚      |
|       |   | ポイントシール発行数     | 6,002 枚      |
|       | ・委員会ピンバッジ（令和 5 年度新規）体験者等  | 配布数            | 1,041 個      |

市民活動助成事業

(協働推進課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成 16 年度  |
| 目的    | 営利を目的としない市民活動団体が社会や地域の課題に新たに取り組む事業に対し助成金を交付することにより、自主的な社会貢献活動を支援する。   |
| 特色    | 公募制による提案型助成制度。1 事業において 50 万円（2 回目 40 万円、2 回目 30 万円）を限度に対象経費の 10 分の 9 以内（2 回目 10 分の 7 以内、3 回目 10 分の 5 以内）を交付する。<br>また、応募団体のプレゼンテーション（事業の説明）、事業成果報告を開催するほか、市民による審査委員会を設置するなど事業の透明性確保に努めている。 |
| 実績    | 令和 6 年度<br>申請件数 3 件 助成件数 3 件 助成総額 541,038 円   |

かわぐち市民パートナーステーションの設置

(協働推進課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成 18 年 7 月 1 日   |
| 目的    | 市民の自主的で営利を目的としない社会貢献活動を支援し、市と市民との協働の推進を図る。  |
| 特色    | 駅前の利便性を生かし、市民との協働推進事業、多文化共生推進事業及び男女共同参画推進事業の推進を図っている。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置場所 川口市川口 1-1-1 キュポ・ラ本館棟M4 階</li> <li>・ 施設内容 会議室、多目的室、さろんスペース、印刷室</li> <li>・ 床面積 約 900 m<sup>2</sup></li> <li>・ 市民団体共同事務所の設置</li> <li>・ 多文化共生コーナーの設置</li> <li>・ 男女共同参画コーナーの設置</li> <li>・ 川口市社会福祉協議会かわぐちボランティアセンター併設</li> </ul> |

盛人大学

(協働推進課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成 18 年 7 月 1 日  |
| 目的    | 50 歳以上を成熟した盛んなる人「盛人（せいじん）」と呼んでいる。この世代の方々の交流と地域参加の機会を提供し、卒業後に地域で活躍する人材を育成するため事業を行っている。  |
| 特色    | 「社会教養」、「心理カウンセリング入門」、「国際」、「健康生きがいくくり」、「地域デザイン」、「ボランティア入門」、「郷土川口、探索・再発見」、「社会起業・ビジネス」、「農業体験」の 9 コースを設置している。多様な方面で受講生が自分のできる社会貢献活動を見つけられるよう機会を提供している。 |
| 実績    | 令和 6 年度 受講生 222 人  |

マンションコミュニティ支援事業

(協働推進課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成 18 年 7 月 1 日   |
| 目的    | マンション管理、管理組合運営及びコミュニティに関する研修、講演、情報交換などの事業並びにマンションの居住者、管理組合等の交流を促すもの。  |
| 特色    | マンションに関わる管理組合・自治会・市民団体・居住者などが情報交換や課題を話し合うことで、マンション内及び地域でのコミュニティの醸成と円滑な運営に寄与する。  |
| 実績    | 令和 6 年度協議会実施事業<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ベランダ菜園 実施回数 1 回 参加者 12 人</li> <li>・マンション管理セミナー 実施回数 1 回 参加者 45 人</li> <li>・マンションフォーラム 実施回数 1 回 参加者 49 人</li> <li>・定例会 年 12 回 (月 1 回)</li> <li>・会員交流会 年 4 回</li> </ul> |

生活道路における最高速度 30km 毎時規制（ゾーン 30）に加え、速度抑制施設を設置したゾーン 30 プラス  
（交通安全対策課）

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成 23 年 3 月（川口警察署管内）平成 24 年 3 月（武南警察署管内）  |
| 目的    | 平成 18 年 9 月に発生した保育園児死傷事故を受け、主に歩行者や自転車が日常利用する生活道路において、警察が実施する速度規制に併せ、市では道路表示などの交通安全対策を講じて、交通事故の防止を図る。  |
| 特色    | 平成 18 年 9 月、事故現場付近の戸塚東地区において、緊急対策として警察による速度規制に併せ、市は道路表示などの安全対策を実施した。平成 23 年 3 月には、全国に先がけ、川口警察署管内の芝地区と西川口地区のうち一部の区域において、面的及び町会要望路線の一部を最高速度 30km 毎時とする速度規制及び道路表示等の安全対策を実施しており、平成 24 年度から警察庁が全国で推進する「ゾーン 30」のきっかけとなった。   |
| 実績    | <p>市内で緊急対策、面的規制・ゾーン 30 及びゾーン 30 プラス規制を実施した区域は、川口警察署管内で 14 区域、武南警察署管内で 20 区域、合わせて 34 区域となった。</p> <p>令和 6 年度末時点「ゾーン 30・ゾーン 30 プラス」実施区域 総面積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川口警察署管内 14 区域 4.73 k m<sup>2</sup></li> <li>・武南警察署管内 20 区域 6.77 k m<sup>2</sup></li> </ul> |

(2) 福祉保健（福祉部、子ども部、保健部、医療センター）

住民参加型福祉サービス事業

（福祉総務課：（福）川口市社会福祉協議会）

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成7年4月1日<br>(ひまわりフレンドリー事業として開始、平成18年度より名称変更)   |
| 目的    | 市民の参加と協力により、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指し、助け合うこと。  |
| 特色    | (事業内容)<br>1 家事援助サービス<br>2 ちょこっと困りごとサポート<br>3 食事サービス<br>4 車いす貸出サービス<br>5 車いすステーション<br>6 福祉車両貸出サービス  |
| 実績    | 令和6年度（主な事業の利用者数実績）<br>1 家事援助サービス 117人、2759時間11分<br>(協力員登録人数 129人)<br>2 ちょこっと困りごとサポート 73人、100件<br>(協力員登録人数 130人)<br>3 食事サービス 174人、21,557食<br>4 車いす貸出サービス 415件<br>5 車いすステーション 481件、21か所<br>6 福祉車両貸出サービス 84人、269件 |

生活困窮者自立支援事業

(生活福祉1課、2課)

|                 |  |              |      |                 |     |              |    |
|-----------------|--|--------------|------|-----------------|-----|--------------|----|
| 開始年月日           | 平成27年4月1日  |              |      |                 |     |              |    |
| 目的              | 生活困窮者の抱える課題が複雑化・深刻化する前に早期に自立の支援を図る。  |              |      |                 |     |              |    |
| 特色              | <p>1 自立相談支援事業<br/>生活困窮者からの相談を受け、適切な情報提供を行うとともに、課題の評価分析、自立に向けたプランの作成をし、関係機関と連携しながら生活全般に渡る包括的な支援を実施する。</p> <p>2 住居確保給付金支給事業<br/>2年以内(当該期間に、疾病、負傷、育児その他やむを得ない事情により連続して30日以上求職活動できなかった場合は、当該事情により求職活動できなかった日数を2年に加算することができ、加算できる日数は2年までとし、合計で最長4年)の離職・廃業又は個人都合によらない休業等により収入が減少し、住居を失った又はそのおそれの高い生活困窮者で就労能力及び就労意欲のある者を対象に、安定的に求職活動を行うことができるよう、有期で家賃相当額を支給する。</p> <p>3 就労準備支援事業<br/>直ちには就労が困難な生活困窮者に対して、就労に向けた動機づけや基礎能力の形成を図るため対象者一人ひとりの状況に応じ、日常生活の自立・社会生活の自立・就労自立に関する支援を実施する。</p> |              |      |                 |     |              |    |
| 実績              | <p>令和6年度</p> <table border="0"> <tr> <td>1 自立相談支援相談件数</td> <td>956件</td> </tr> <tr> <td>2 住居確保給付金支給決定件数</td> <td>39件</td> </tr> <tr> <td>3 就労準備支援利用件数</td> <td>1件</td> </tr> </table>  | 1 自立相談支援相談件数 | 956件 | 2 住居確保給付金支給決定件数 | 39件 | 3 就労準備支援利用件数 | 1件 |
| 1 自立相談支援相談件数    | 956件   |              |      |                 |     |              |    |
| 2 住居確保給付金支給決定件数 | 39件  |              |      |                 |     |              |    |
| 3 就労準備支援利用件数    | 1件   |              |      |                 |     |              |    |

認知症高齢者相談事業

(長寿支援課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成6年4月1日  |
| 目的    | 在宅の認知症高齢者を抱える家族等の介護に関する心配ごと、悩みごとについての総合的な相談に応じ、もって認知症高齢者及び家族の福祉の向上を図る。                          |
| 特色    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門の相談所を設置していること。</li> <li>・月2回の専門医の相談日があること。</li> </ul> |
| 実績    | 令和6年度 相談件数 2,303件   |

配食サービス事業

(長寿支援課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成9年10月1日   |
| 目的    | 食事を作ることが困難な概ね65歳以上の単身又は虚弱な高齢者世帯に対し、高齢者向けの食事を配食することにより、高齢者の福祉の増進に資する。                                      |
| 特色    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日の夕食を宅配する。</li> <li>・宅配時に安否の確認を行う。<br/>(利用者負担は1食400円)</li> </ul> |
| 実績    | 令和6年度 利用者数 565人 配食数 161,524食  |

自立支援事業

(長寿支援課)

|       |   |        |               |        |   |                |     |
|-------|---|--------|---------------|--------|---|----------------|-----|
| 開始年月日 | 平成12年4月1日   |        |               |        |   |                |     |
| 目的    | 概ね65歳以上のかたで、心身の機能の低下及び傷病等で日常生活に支障のあるかたが、ねたきりにならないための支援を目的とする。   |        |               |        |   |                |     |
| 特色    | <p>要介護認定で自立となったかた、並びに傷病等により日常生活に支障のあるかたを対象として次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自立生活支援員（ホームヘルパー）の派遣による、家事援助及び身体介護</li> <li>2 福祉機器（介護用ベッド、エアーマット、車イス、手すり）の貸与</li> </ol>   |        |               |        |   |                |     |
| 実績    | <p>令和6年度</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 10px;">1</td> <td style="width: 80%;">自立生活支援員（派遣回数）</td> <td style="width: 10%;">1,604回</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>福祉機器の貸与（実利用者数）</td> <td>44人</td> </tr> </table> | 1      | 自立生活支援員（派遣回数） | 1,604回 | 2 | 福祉機器の貸与（実利用者数） | 44人 |
| 1     | 自立生活支援員（派遣回数）   | 1,604回 |               |        |   |                |     |
| 2     | 福祉機器の貸与（実利用者数）  | 44人    |               |        |   |                |     |

日常生活用具給付事業

(長寿支援課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成 13 年 4 月 1 日  |
| 目的    | 日常動作機能の低下した高齢者や、寝たきり高齢者に日常生活用具を給付し在宅で安心して快適な生活ができるよう支援する。  |
| 特色    | 寝たきりや日常生活に支障のあるかたにシルバーカー・杖・QRコード付き見守りシール（要介護認定において、要支援以上のかた）や電磁調理器（高齢世帯で要支援以上のかたのいる世帯）、布団一式（要介護 4、5 のかた）等を給付する。（介護保険料所得区分の段階により一部本人負担がある。）<br>市県民税非課税で持ち家に居住するかたへ火災警報器（要介護 4、5 のかた等）を給付する。 |
| 実績    | 令和 6 年度<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・シルバーカー 7 件</li> <li>・電磁調理器 2 件</li> <li>・ふとん 1 件</li> <li>・T字杖 23 件</li> <li>・火災警報器 4 件</li> <li>・QRコード付き見守りシール 7 件</li> </ul>          |

重度要介護高齢者福祉手当

(長寿支援課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成 15 年 4 月 1 日  |
| 目的    | 身体上または精神上の障害があるために日常生活を営むことに著しく支障があり、かつ、所得の低い高齢者の福祉の増進を図るために支給する。  |
| 特色    | 市内に住所を有する 65 歳以上のかたで要介護 4・5 の認定を受け、介護保険料段階が 1～5 段階のかた。（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護保険施設入所者及び生活保護世帯のかたを除く。）<br>月額 5,000 円 |
| 実績    | 令和 6 年度 支給者数 1,321 人   |

外国人高齢者等福祉手当

(長寿支援課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成 15 年 4 月 1 日  |
| 目 的   | 外国人の高齢者及び障害者の福祉の増進を図るために支給する。  |
| 特 色   | 対象者（次の要件を全て満たすかた）<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・大正 15 年 4 月 1 日以前に出生したかた、又は、昭和 57 年 1 月 1 日<br/>             で満 20 歳以上で重度の障害者手帳の交付を受けているかた</li> <li>・本市に住所を有し、1 年以上居住しているかた</li> <li>・出入国管理及び難民認定法第 22 号第 2 項の規定により法務大臣の<br/>             永住許可及び特別永住許可を受けているかた</li> <li>・国民年金その他の公的年金を受給していないかた</li> <li>・他の地方公共団体からこの手当と類似する金銭の給付を受けていな<br/>             いかた</li> </ul> 月額 5,000 円 |
| 実 績   | 令和 6 年度 支給者数 3 人   |

入居保証支援事業

(長寿支援課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成 18 年 4 月 1 日  |
| 目 的   | 引き続き市内に居住することを希望しながら、身元保証人を確保する<br>ことが困難である等の理由で、民間賃貸住宅への転居が困難な高齢者<br>世帯に対し、入居保証支援を実施し、もって、高齢者の居住継続に資<br>する。 |
| 特 色   | 民間賃貸住宅の入居を希望する高齢者世帯が、市と協定を結ぶ保証会<br>社の「家賃債務保証制度」を利用した場合の初回の保証料の 1/2 の額<br>を助成する。                              |
| 実 績   | 令和 6 年度 0 件  |

地域支援事業

(長寿支援課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成 18 年 4 月 1 日  |
| 目的    | 高齢者が住み慣れた地域で可能な限り生活し続けられることを目指して、予防対策から高齢者の状態に応じた介護、医療サービス等を受けられるように包括的、継続的な支援を図る。   |
| 特色    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防、日常生活支援総合事業<br/>要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、運動機能の向上等の介護予防に資する事業を実施、その他、元気な高齢者のための運動教室等を開催。</li> <li>・包括的支援事業<br/>地域包括支援センターにおいて様々な相談に応じる総合相談事業、また、高齢者虐待防止を含む権利擁護事業等を実施。</li> <li>・その他<br/>紙おむつ支給事業、成年後見制度利用支援事業等を実施。</li> </ul>                                   |
| 実績    | <p>令和 6 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通所型介護予防事業 参加人数 543 人</li> <li>・運動教室事業（健康アップ教室） 参加人数 372 人</li> <li>・地域包括支援センター（20 箇所） 総合相談件数 128,140 件</li> <li>・紙おむつ支給事業 利用延人数 22,201 人（一般財源分含む）</li> <li>・成年後見制度利用支援事業（市長申立件数 14 件 報酬助成件数 96 件）</li> <li>・介護予防ギフトボックス事業 参加人数 237 人</li> </ul> |

成年後見制度利用促進事業

(長寿支援課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成 26 年 4 月 1 日   |
| 目的    | 判断能力が十分でないかたが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、財産管理や介護サービス契約等について成年後見人等の援助を受けられるよう、成年後見に関する取り組みの充実を図り、制度の利用を促進する。 |
| 特色    | 成年後見センターを平成 26 年 10 月に設置し、制度の普及啓発や制度利用における相談・支援、市民後見人の養成及び活動支援を行う。                                    |
| 実績    | 令和 6 年度 センターへの相談件数 1,576 件  |

## 重度化防止事業

(長寿支援課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 令和6年4月1日   |
| 目的    | 聴力機能の低下のある高齢者を対象に、補聴器購入費の助成事業を行うことにより、認知機能低下の重度化防止を図り、生活の質の確保や地域社会への参加を支援する。 |
| 特色    | 市内在住で住民税非課税の65歳以上の方を対象に、医療機関において補聴器が必要と認められた方が補聴器を購入した場合に、20,000円を上限に助成する。   |
| 実績    | 令和6年度 助成件数 100件  |

## 精神障害者家族相談員紹介事業

(障害福祉課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成11年4月1日   |
| 目的    | 精神障害者が安心して地域生活が送れるよう、障害者及びその家族の相談に応じ、必要な援助を行う者を紹介することにより、障害者の社会参加の促進を図る。                    |
| 特色    | 精神障害者の福祉に理解と熱意を有する人に、研修や講座等を受け、より理解を深めてもらい、障害者が地域で安心して生活できるように身近な相談相手となること。                 |
| 実績    | 現在2人の相談員が「まごころコール」を実施している。各相談員には、研修や講座等に参加してもらい、定期的に振り返りを行うことで、障害者の実情や支援などを把握し、資質の向上に努めている。 |

## 短期入所施設

(障害福祉課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成28年4月1日  |
| 目的    | 障害者が保護者の疾病その他の理由により、家庭において介護を受けることが一時的に困難になったとき、「川口市立しらゆりの家」の居室を利用して、障害者の心身の健康保持並びに障害者及びその家族の生活の安定を図る。 |
| 特色    | 障害者のニーズが多い短期入所事業を拡充するため、定員10人の障害者総合支援法による短期入所事業を平成28年度から社会福祉法人みぬま福祉会が指定管理者として管理・運営にあたっている。             |
| 実績    | 令和6年度 利用者 3,331人   |

### 障害者歯科健康診査事業

(障害福祉課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成 16 年 4 月 1 日   |
| 目的    | 障害者に対する歯科健康診査事業を実施することにより、障害者の口腔衛生の改善を図り、もって健康状態の維持向上に貢献する。 |
| 特色    | 市内の障害者総合支援法に基づく通所施設に通所している障害者に対し、歯科健康診査・歯科保健指導を実施する。        |
| 実績    | 令和 6 年度 実施人数 歯科健康診査受診者 586 人                                |

### 障害者相談支援事業

(障害福祉課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成 18 年 10 月 1 日  |
| 目的    | 地域で生活する障害者、障害児及び難病のあるかた、その家族、関係機関からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行い、自立した日常生活又は社会生活を送ることができるように総合的、継続的に支援する。  |
| 特色    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内 10 か所に相談支援センターを設けている。</li> <li>・「社会福祉士」「精神保健福祉士」などの資格を有するスタッフが障害特性に配慮しながら相談・支援に応じている。</li> </ul> |
| 実績    | 令和 6 年度<br>・相談件数 75,801 件<br>・関係機関連絡調整件数 5,959 件 (わかゆり学園の事業を含む)   |

### 日中一時支援事業

(障害福祉課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成 21 年 4 月 1 日  |
| 目的    | 障害者総合支援法第 77 条第 3 項に規定された事業。障害者の日中活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。 |
| 特色    | 日中において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等必要な支援を行う。                                      |
| 実績    | 令和 6 年度 利用者 194 人 利用日数 4,178 日   |

障害者事業所支援事業

(障害福祉課)

|       |   |      |      |              |     |              |   |      |     |     |              |   |      |     |     |             |   |      |     |     |     |   |      |     |     |              |
|-------|---|------|------|--------------|-----|--------------|---|------|-----|-----|--------------|---|------|-----|-----|-------------|---|------|-----|-----|-----|---|------|-----|-----|--------------|
| 開始年月日 | 平成 21 年 4 月 1 日   |      |      |              |     |              |   |      |     |     |              |   |      |     |     |             |   |      |     |     |     |   |      |     |     |              |
| 目的    | 障害福祉サービス事業所等に対して、事業に要する経費の一部を補助することにより、利用者支援の充実、事業所の安定した運営及び資質の向上を図る。   |      |      |              |     |              |   |      |     |     |              |   |      |     |     |             |   |      |     |     |     |   |      |     |     |              |
| 特色    | <p>1 職員加配補助及び看護師加配補助<br/>障害福祉サービスを提供する事業所及び障害児通所支援を行う事業所において、国の施設基準を上回って職員や看護師を配置した施設に対して補助する。(市単独補助)</p> <p>2 共同生活援助等事業補助<br/>グループホームにおいて、国の算定基準に基づき算定した額が県の生活ホームの日額単価を下回った場合に、差額を運営費として補助する。(負担割合 県 1/2 市 1/2)</p> <p>3 重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業補助<br/>在宅の医療的ケアを必要とする重症心身障害児等を介助する家族の精神的、身体的負担の軽減を図るため、事業を実施する事業所が要した費用について補助する。(負担割合 県 1/2 市 1/2)</p> <p>4 重症心身障害児通所事業所運営費補助<br/>主として重症心身障害児に対して指定通所支援を行う事業所において、該当月の出席率が 80%未満の場合に限り、指定を受けた日から一定期間、運営費の一部を補助する。(市単独補助)</p> <p>5 重症心身障害児通所施設体制整備費補助<br/>主として重症心身障害児に対して指定通所支援を行う事業所において、国の施設基準を上回って看護師や機能訓練担当専門職を配置した施設に対して補助する。(市単独補助)</p> |      |      |              |     |              |   |      |     |     |              |   |      |     |     |             |   |      |     |     |     |   |      |     |     |              |
| 実績    | <p>令和 6 年度</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>補助件数</td> <td>73 件</td> <td>補助額</td> <td>52,199,934 円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>補助件数</td> <td>3 件</td> <td>補助額</td> <td>12,259,010 円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>補助件数</td> <td>6 件</td> <td>補助額</td> <td>8,300,000 円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>補助件数</td> <td>0 件</td> <td>補助額</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>補助件数</td> <td>2 件</td> <td>補助額</td> <td>14,388,976 円</td> </tr> </table>   | 1    | 補助件数 | 73 件         | 補助額 | 52,199,934 円 | 2 | 補助件数 | 3 件 | 補助額 | 12,259,010 円 | 3 | 補助件数 | 6 件 | 補助額 | 8,300,000 円 | 4 | 補助件数 | 0 件 | 補助額 | 0 円 | 5 | 補助件数 | 2 件 | 補助額 | 14,388,976 円 |
| 1     | 補助件数  | 73 件 | 補助額  | 52,199,934 円 |     |              |   |      |     |     |              |   |      |     |     |             |   |      |     |     |     |   |      |     |     |              |
| 2     | 補助件数  | 3 件  | 補助額  | 12,259,010 円 |     |              |   |      |     |     |              |   |      |     |     |             |   |      |     |     |     |   |      |     |     |              |
| 3     | 補助件数  | 6 件  | 補助額  | 8,300,000 円  |     |              |   |      |     |     |              |   |      |     |     |             |   |      |     |     |     |   |      |     |     |              |
| 4     | 補助件数  | 0 件  | 補助額  | 0 円          |     |              |   |      |     |     |              |   |      |     |     |             |   |      |     |     |     |   |      |     |     |              |
| 5     | 補助件数  | 2 件  | 補助額  | 14,388,976 円 |     |              |   |      |     |     |              |   |      |     |     |             |   |      |     |     |     |   |      |     |     |              |

## 障害者相談支援事業

(わかゆり学園)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成 18 年 10 月 1 日  |
| 目的    | 地域で生活する障害者やその家族、関係機関からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行い、自立した日常生活又は社会生活を送ることができるように総合的、継続的に支援する。                                       |
| 特色    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・川口市をエリアとして実施している。</li> <li>・障害の種別を問わず相談を受けている。</li> <li>・社会福祉士を配置している。</li> </ul> |
| 実績    | 障害児者の生活相談、福祉サービスの利用援助、就労支援、医療や教育、法律などの専門分野へのコーディネート等<br>令和 6 年度 相談件数 2,743 件  |

## 障害児相談支援事業

(わかゆり学園)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成 24 年 4 月 1 日   |
| 目的    | 児童福祉法における障害児の通所サービス利用が円滑に進むように、支給決定前に障害児支援利用計画案を作成し支援利用援助を行う。また、継続的にモニタリングを実施し、障害児のサービス利用への利用援助を実施する。 |
| 特色    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・川口市をエリアとして実施している。</li> <li>・相談支援専門員を配置している。</li> </ul>        |
| 実績    | 令和 6 年度 件数 132 件 (児童福祉法一部改正により、事業指定を受けて障害者相談支援センターわかゆりにて実施)   |

## 計画相談支援事業

(わかゆり学園)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成 24 年 4 月 1 日  |
| 目的    | 様々なサービスの利用を通して、ご本人やご家族の希望する生活の実現、目標の達成に向けて作成するものであり、作成後は厚生労働省令で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う (モニタリング)。 |
| 特色    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・川口市をエリアとして実施している。</li> <li>・相談支援専門員を配置している。</li> </ul>               |
| 実績    | 令和 6 年度 件数 183 件   |

おやこの遊びひろば事業

(子育て支援課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成 12 年 4 月 1 日  |
| 目的    | 地域のコミュニティーづくりの拠点である公民館等において、子育ての専門家である保育士を配置し、保護者との交流などを通して、子育て不安の解消に努め、子どもの健全な育成を図る。  |
| 特色    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・場 所<br/>公民館、中央ふれあい館、旧ゆりヶ丘学園分場、神根福祉センター、安行青少年センター、芝市民ホール、ふれあいプラザさくら、本町青少年センター、ワークファンルーム（生涯学習プラザ）</li> <li>・実施時間<br/>3 時間または 5 時間</li> <li>・内 容<br/>(1) 保育士 1～2 人を配置し、遊び場の提供、子育て相談、情報交換の場として自由に出入りできる一室を開放している。<br/>(2) 乳幼児に適したすべり台やおもちゃなどの遊具で自由に遊ぶことができる。<br/>(3) 子育て支援に関する講習会を実施している。</li> <li>・対 象<br/>3 歳までの子どもとその保護者</li> </ul> |
| 実績    | 令和 6 年度 38 か所の公民館等で、延べ 62,023 人の親子が利用  |

子育てサポートプラザ事業

(子育て支援課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成 18 年 10 月 2 日   |
| 目的    | 乳幼児を持つ親と子どもが気軽に集い、情報交換や育児相談などを行う場を提供するとともに、子育てに関する情報の提供等を行い、子育てへの負担感の緩和や、地域における子育て支援機能の充実を図る。  |
| 特色    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・場 所<br/>子育てサポートプラザ<br/>（本町三丁目分室 4・5 階）<br/>子育てひろばポッポ♡<br/>（埼玉高速鉄道鳩ヶ谷駅地下 1 階）</li> <li>・内 容<br/>(1) つどいの広場事業<br/>3 歳までの子どもと保護者が気軽に集まって交流し、保育士等に子育ての悩みを相談できる場を提供する。<br/>(2) 子育て支援総合コーディネート事業（子育てサポートプラザでのみ実施）<br/>市内全域における子育て支援活動の展開を図るための取組み。<br/>(3) 利用者支援事業<br/>利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施する。</li> <li>・時間等<br/>子育てサポートプラザ 月、水～土曜日<br/>子育てひろばポッポ♡ 月～金曜日<br/>（休日・年末年始除く）<br/>つどいの広場事業 9 時～12 時、13 時～16 時<br/>子育て支援総合コーディネート事業 9 時～17 時 15 分<br/>利用者支援事業 9 時～12 時、13 時～17 時</li> </ul> |
| 実績    | <p>令和 6 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・つどいの広場事業<br/>子育てサポートプラザ 年間利用者数 延べ 15,754 人<br/>子育てひろばポッポ♡ 年間利用者数 延べ 10,012 人</li> <li>・利用者支援事業<br/>個別相談年間利用件数 延べ 1,961 件</li> </ul>   |

## 赤ちゃんにっこり応援金事業

(子育て支援課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成 27 年 12 月 1 日   |
| 目的    | 「みんなでつくる川口の元気」の実現に向け、子育て世代が住みやすいまちづくりを推進するため、「赤ちゃんにっこり応援金」を支給する。   |
| 特色    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給対象者<br/>川口市で生まれた 1 歳未満の乳児のいる保護者へ</li> <li>・支給額<br/>対象乳児 1 人につき 10,000 円<br/>※令和 4 年度制度改正により、第 1 子・第 2 子に対する所得制限の撤廃及びこれまでのキャッシュバック方式による支給から、育児用品等の購入等不要で申請による支給に変更。<br/>※令和 5 年度一部制度改正により、対象乳児 1 人につき第 1 子・第 2 子を 10,000 円、第 3 子以降は 20,000 円の支給から一律 10,000 円の支給に変更。<br/>※令和 7 年度一部制度改正により、出生の日より本市に住民登録がある乳児、且つ交付申請時に乳児が 1 歳未満であり、保護者と乳児が本市に住民登録があることを交付要件とした。</li> <li>・令和 7 年度には「赤ちゃんにっこり応援特例事業」として、「赤ちゃんにっこり応援金」受給者のうち令和 6 年度出生の対象児童の保護者に 10,000 円を支給。(マイナンバーカードによる申請方式)<br/>令和 6 年度実施「赤ちゃんにっこり応援倍増ポイント事業」の廃止に伴う、ポイント未申請者に対する救済措置として実施。</li> </ul> |
| 実績    | 令和 6 年度「赤ちゃんにっこり応援金」支給件数 4,133 件<br>「赤ちゃんにっこり応援倍増ポイント」付与件数 2,094 件   |

訪問型病児・病後児保育利用助成制度

(子育て支援課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成 28 年 4 月 1 日  |
| 目的    | お子さんが病気または病気の回復期にあつて集団保育あるいは保護者自ら保育が困難な時期に、ベビーシッター等の派遣を利用した保護者に対し、利用料の一部を助成する。   |
| 特色    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成の条件（次のすべてに該当するかた）             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) お子さんとその保護者とも利用時及び申請時に市内に住所を有すること。</li> <li>(2) 利用時に 0 歳から小学校 6 年生までの児童であること。</li> <li>(3) 国が行う「ベビーシッター派遣事業」の対象として認定を受けている民間事業者が実施する訪問型病児・病後児保育及び「川口市緊急サポートセンター事業」における病児・病後児の預かりの利用であること。</li> <li>(4) 原則ベビーシッター等の派遣前後 7 日以内に、当該病気に関し医療機関で受診していること。</li> <li>(5) 利用した日から起算して 1 年以内であること。</li> </ul> </li> <li>・助成額             <ul style="list-style-type: none"> <li>1 時間につき 1,000 円を上限とし、入会金・年会費・登録料・交通費・食費等、時間保育以外の経費を除いた額の 1/2 とのいずれか低い額。</li> </ul> </li> </ul> |
| 実績    | 令和 6 年度 申請件数 55 件（うち支給件数 55 件）   |

ヤングケアラー支援事業

(子育て相談課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 令和5年4月1日  |
| 目的    | 本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に担う、ヤングケアラーを対象に、負担軽減を図るための支援を行う。  |
| 特色    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者<br/>市内に住所を有し、市において支援が必要と判断した、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるヤングケアラー</li> <li>・内容<br/>(1)相談者が迷うことなく相談できるよう、「相談専用ダイヤル」の開設や、Webでの相談受付。<br/>(2)ヤングケアラーを適切な支援につなぎ、関係機関との調整を図るため「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置。<br/>(3)ヤングケアラーに代わり家事等を実施する訪問員を家庭に派遣する「家事等支援事業」の実施。<br/>(4)ヤングケアラーが、子どもらしく生活し、将来への夢と希望を持って学校生活を送ることができるようにすることなどを目的に、小中学生は月額5,000円、高校生は月額15,000円の「ヤングケアラー支援金」を支給。</li> </ul> |
| 実績    | 令和6年度 相談件数 52件 (実人数 50人)  |

子ども発達相談センター事業

(子育て相談課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 令和2年4月20日   |
| 目的    | 子どもの発達に不安を持つ保護者が相談先に迷うことなく安心して相談できる場所を設け、福祉、教育、保健、医療が連携し、切れ目のない支援と、発達に特性のある子どもを地域全体で支えるための基盤整備を行い、もって児童の福祉の向上を図ることを目的に「子ども発達相談センター」を設置。   |
| 特色    | <p>子どもの発達に関する相談機関として、乳幼児期からの切れ目のない支援のために、保健師、教員を配置。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達相談（電話、訪問、来所）</li> <li>・専門相談（児童の発達に精通した小児科医、公認心理師・臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士）</li> <li>・親子教室（2歳児クラス、3歳児クラス、4・5歳児クラス）</li> <li>・施設訪問（巡回支援事業、小学校1年生訪問事業）</li> <li>・保護者支援事業（ペアレント・プログラム、ペアレント・トレーニング等）</li> <li>・児童の発達の特性に係る理解の促進に関する事業</li> </ul> |
| 実績    | <p>令和6年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話相談 実人数 1,223人（延べ人数 2,807人）</li> <li>・来所相談 実人数 756人（延べ人数 1,248人）</li> <li>・訪問相談 実人数 30人（延べ人数 40人）</li> </ul>  |

子どもの生活・学習支援事業

(青少年対策室)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成 29 年 4 月 1 日  |
| 目的    | 子どもの貧困対策として、生活の困窮や様々な課題を抱えた子どもに対し、健全な日常生活の維持、自己肯定感やコミュニケーション能力の向上を通じた将来の社会参加に目標を持った人格形成に資するべく、生活困窮者自立支援法の学習支援事業を拡充し実施する。   |
| 特色    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業内容               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学習教室<br/>進学支援、中退防止、学齢に応じた学力サポート、学習習慣の定着などを目的とした支援を行う。</li> <li>(2) 訪問支援<br/>不登校など課題のある生徒の家庭環境の把握、個別支援などを行う。また、必要に応じて関係機関との連携を行う。</li> <li>(3) 食育支援<br/>学習教室の開催に併せて調理実習等の食育支援を行い、食事を囲む居場所の提供を通じ、コミュニケーションを深め、社会性の向上とともに、セミナー等を実施し生活習慣の大切さを学ぶ支援を行う。</li> <li>(4) 就労支援<br/>キャリア支援および技能支援を行い、将来の自立助長に資する支援を行う。</li> </ul> </li> <li>・ 対象者<br/>生活保護世帯、就学援助該当世帯、ひとり親世帯等の小学 3 年生から高校生までとその保護者</li> </ul> |
| 実績    | 令和 6 年度 教室参加実人数 807 人  |

## いじめ防止推進事業

(青少年対策室)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成 29 年 4 月  |
| 目的    | 「川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例」に基づき、地域社会をあげていじめの防止に取り組むため、「川口市いじめから子どもを守る委員会」の相談業務をはじめとした事業を実施する。  |
| 特色    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・川口市いじめから子どもを守る委員会</li> <li>(1)3 人の専門委員（教育・心理・法律）</li> <li>(2)子どもや保護者、市民からのいじめの相談に対応。</li> <li>(3)学校や子ども関連団体等への調査・調整・是正措置の要請等を行い、事態を解決等につなげる。</li> <li>(4)学校の対応力強化に向けて、教職員等を対象に研修等を実施。</li> </ul>                                 |
| 実績    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 6 年度相談ケース数 39 ケース</li> <li style="padding-left: 20px;">※内訳：委員面接実施 13 ケース（延べ 23 回）</li> <li style="padding-left: 20px;">電話・メールで終了 26 ケース</li> <li>・いじめから子どもを守る委員会定例会 12 回</li> <li>・いじめ対応についての交流会 3 回（8 月・11 月・2 月）</li> </ul> |

児童センター・こども館事業

(青少年対策室)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 昭和 52 年 12 月 4 日  |
| 目 的   | 児童センター・こども館は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする。  |
| 特 色   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設概要</li> <li>(1)南平児童センター 末広 3-7-21 426.17 m<sup>2</sup><br/>昭和 52 年 12 月 4 日～</li> <li>(2)芝児童センター 芝樋ノ爪 1-12-8 453.81 m<sup>2</sup><br/>昭和 59 年 4 月 1 日～</li> <li>(3)戸塚児童センター 戸塚南 4-10-2 582.63 m<sup>2</sup><br/>平成 17 年 4 月 1 日～</li> <li>(4)鳩ヶ谷こども館 鳩ヶ谷本町 1-12-19 277.85 m<sup>2</sup><br/>平成 23 年 10 月 11 日～</li> <li>・開所時間 9：00～18：00 ※鳩ヶ谷こども館は日曜日 17：00 まで</li> <li>・休 館 日 火曜日・祝日・年末年始</li> </ul> |
| 実 績   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 6 年度 利用者数</li> <li>(1)南平児童センター 18,486 人</li> <li>(2)芝児童センター 25,061 人</li> <li>(3)戸塚児童センター 51,015 人</li> <li>(4)鳩ヶ谷こども館 20,488 人</li> </ul>   |

アドベンチャープレイ事業

(青少年対策室)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成 2 年 10 月 14 日 (前川第 6 公園)<br>平成 11 年 5 月 8 日 (南平児童交通公園)   |
| 目的    | 遊びは、子どもの成長に欠かせないものであるが、今日、遊べない子、遊ばない子が増え、子ども達の心身の発達に大きな影響が生じていることから、子ども達の中に豊かな遊びを復活させ、児童の健全な育成を図る。  |
| 特色    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・前川第 6 公園の一画 (約 4,000 m<sup>2</sup>) ・南平児童交通公園 (7,109 m<sup>2</sup>) を当該事業の実施場所として、木製遊具、築山、管理棟 (プレイリーダーハウス) 等を設置している。</li> <li>・遊具 (ベーゴマ、こま、けん玉、竹馬等) の貸し出しや “わんぱくまつり” などの各種イベントを実施している。</li> <li>・地域ボランティアのプレイリーダー (遊び指導者) を養成している。</li> </ul>   |
| 実績    | <p>令和 6 年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前川第 6 公園・南平児童交通公園利用者数 35,170 人</li> <li>・プレイリーダー等登録者数 36 人</li> </ul> <p>その他イベント等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもまつり (5 月 18 日) 前川第 6 公園 参加数 650 人</li> <li>・おもしろ科学あそび (7・8 月) 前川第 6 公園・南平児童交通公園 参加数 111 人</li> <li>・わんぱくまつり (10 月 12 日) 南平児童交通公園 参加数 280 人</li> <li>・焼き芋大会 (12 月 8 日) 神根青少年野外活動広場 参加数 102 人</li> <li>・新春伝承あそびまつり (1 月 11 日) 前川第 6 公園 参加数 115 人</li> </ul> |

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 昭和 35 年 1 月 16 日 (川口市青少年保護育成本部設置規則)   |
| 目的    | 地方自治法に基づき設置している「川口市青少年保護育成本部」が、青少年の健全な育成と非行防止等に関する事業を実施する。<br>(本部長＝市長／副本部長＝副市長、教育長、川口・武南警察署長)   |
| 特色    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業内容</li> <li>(1) 子ども自然体験村 (キャンプ)<br/>野外での集団活動を体験し、自立や社会性の成長を図るとともに、青少年指導者の実践活動の場とする。<br/>※対象：小学 5 年生～中学生</li> <li>(2) 青少年非行防止キャンペーン<br/>行政及び関係団体が相互に協力・連携し、青少年の非行防止と健全育成の一層の推進を図る。</li> <li>(3) 七つの祝い<br/>来春、小学校に入学する子どもの健やかな成長を祝う。</li> <li>(4) 通学合宿<br/>通学しながら公民館での共同生活を体験し、家族や地域の大切さを認識し、生きる力を身に付ける。<br/>※対象：小学 4 年生～6 年生</li> <li>(5) おかめ市補導<br/>補導本部を開設し、地区青少年育成協議会等の見守り活動をサポートする。</li> <li>(6) 親と子の音楽会<br/>音楽を通じた親子のふれあいと温かい家庭環境づくりに資する。</li> <li>(7) 明るい街づくり運動推進大会<br/>青少年健全育成功労者、団体及び善行賞の表彰並びに記念講演を行う。</li> </ul> |
| 実績    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 6 年度実績</li> <li>(1) 7 月 21 日～23 日 群馬県みどり市 40 人参加</li> <li>(2) 7 月 4 日 川口駅頭 77 人参加<br/>11 月 12 日 東川口駅頭 24 人参加<br/>1 月 17 日 講演会 鳩ヶ谷駅市民センター 50 人参加</li> <li>(3) 10 月 14 日 グリーンセンター 対象児童 984 人参加</li> <li>(4) ①領家公民館 6/26～29 17 人参加<br/>②青木東公民館 11/20～23 20 人参加</li> <li>(5) 12 月 15 日 川口神社 12 月 22 日 鳩ヶ谷氷川神社</li> <li>(6) 2 月 25 日 南平文化会館 306 人参加</li> <li>(7) 3 月 8 日 フレンディア 404 人参加 ※記念講演 川村エミコ</li> </ul>   |



葬祭事業

(保健総務課)

|       |  |       |       |       |
|-------|--|-------|-------|-------|
| 開始年月日 | 平成 30 年 4 月 1 日  |       |       |       |
| 目 的   | 亡くなられたかたに礼を尽くし、できるだけ経費をかけないで葬儀ができることにより、市民福祉の向上を図ることを目的とする。  |       |       |       |
| 特 色   | <p>葬儀に必要な最小限の内容（葬具やサービス）がまとめられた 2 種類の基本仕様を定め、定額制で提供している。葬儀は市の登録を受けた葬祭業者が実施し、定額の利用者負担の他に、市が葬祭業者に費用の一部を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様 1<br/>対象 通夜・告別式を行うかた<br/>費用 231,000 円（税込）<br/>（これとは別に市が葬祭業者に 40,000 円を補助）</li> <li>・仕様 2<br/>対象 火葬のみを行うかた<br/>費用 143,000 円（税込）<br/>（これとは別に市が葬祭業者に 20,000 円を補助）</li> </ul> <p>※これ以外に、式場使用料や火葬場使用料等が必要となる。</p> |       |       |       |
| 実 績   |  | 仕様 1  | 仕様 2  | 合計    |
|       | 令和 6 年度  | 324 件 | 199 件 | 523 件 |
|       | 令和 5 年度  | 315 件 | 188 件 | 503 件 |
|       | 令和 4 年度  | 319 件 | 186 件 | 505 件 |

## 医療安全相談窓口

(保健所管理課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成 30 年 4 月 1 日  |
| 目的    | 患者、家族等の医療に関する相談に対して、中立の立場から助言や情報提供を行い、医療機関との信頼構築の手助けを行う。 |
| 特色    | より専門的な助言、情報提供を行うため、相談員として保健師を配置している。                     |
| 実績    | 令和 6 年度 相談件数 630 件                                       |

## 若年者早期相談・支援事業

(疾病対策課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 令和 4 年 6 月  |
| 目的    | 精神疾患は、生涯に 5 人に 1 人が経験し、その 75%は 25 歳以前に発症することが知られている。若年者向けに相談窓口を設置し、困難や悩みを抱えた際に、早期の段階から支援を行い、精神疾患の発症や重症化予防に繋げる。  |
| 特色    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・若年者（概ね 15～35 歳）が気軽にアクセスできるようショッピングモール内に窓口を設置。</li> <li>・SNS やメールを活用し相談や問い合わせを受け付ける。</li> <li>・精神科医師含む多職種によるチームアプローチを行う。</li> <li>・開所日は月・火・木・金・土 午前 10 時から午後 7 時までで、学校や仕事が終わった後に相談が可能。（祝祭日・年末年始を除く）</li> </ul> |
| 実績    | 令和 6 年度 利用者 302 人   |

おたふくかぜワクチン接種費用助成事業

(健康増進課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成 30 年 4 月 1 日   |
| 目 的   | 幼児のおたふくかぜの任意予防接種に係る費用の一部を助成することにより、ムンプスウイルスの感染を予防し、発病又はその重症化を防止する。  |
| 特 色   | <p>幼児のおたふくかぜの発病及び重症化を防止するため、任意の予防接種費用の助成を行うものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対 象 1 歳から小学校就学前の幼児で接種を希望する者</li> <li>・助 成 額 1 回の接種につき 3,000 円(1 人 2 回)</li> <li>・実施場所 市内委託医療機関</li> </ul> |
| 実 績   | 令和 6 年度 助成者数 7,007 人  |

帯状疱疹ワクチン接種費用助成事業

(健康増進課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 令和 6 年 4 月 1 日   |
| 目 的   | 帯状疱疹の予防接種に係る費用の一部を助成することにより、帯状疱疹の発症率の低減及び重症化の予防を図る。  |
| 特 色   | <p>帯状疱疹の発症予防と重症化リスクを抑え、高額な接種費用に係る市民の経済的負担を軽減するため、予防接種費用の助成を行うものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対 象 市内に住民登録のある接種日当日満 50 歳以上の者</li> <li>・自己負担額 生ワクチン 1 回の接種につき 4,000 円<br/>不活化ワクチン 1 回の接種につき 12,000 円</li> <li>・実 施 場 所 委託医療機関</li> </ul> |
| 実 績   | 令和 6 年度 助成者数 12,651 人  |

### 3・4 か月児健康診査事業

(健康増進課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成 12 年 4 月 1 日   |
| 目的    | 生後 3～5 か月未満の乳児を対象に心身の発育、発達状態を正確に判定し、疾病異常の早期発見、治療及び措置の方針、決定を促すとともに、適切な育児方法について指導を行い、全ての乳児が身体的・精神的かつ社会的によりよい成長発達を遂げるように助ける。 |
| 特色    | 川口市医師会に個別健診を委託することで、身近な医療機関で、希望する日に受診することが可能となるなど、市民の利便性と受診率の向上を図る。   |
| 実績    | 令和 6 年度<br>委託医療機関 50 か所<br>該当児数 3,886 人<br>受診児数 3,697 人   |

### 10 か月児健康診査事業

(健康増進課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 令和 4 年 4 月 1 日   |
| 目的    | 生後 10 か月から 1 歳未満の乳児を対象に心身の発育、発達状態を正確に判定し、疾病異常の早期発見、治療及び措置の方針、決定を促すとともに、適切な育児方法について指導を行い、全ての乳児が身体的・精神的かつ社会的によりよい成長発達を遂げるように助ける。   |
| 特色    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・長らく集団形式で実施していた 10 か月児健康相談に代えて委託医療機関での健康診査を実施。</li> <li>・川口市医師会に個別健診を委託することで、身近な医療機関で、希望する日に受診することが可能となるなど、市民の利便性と受診率の向上を図る。</li> </ul> |
| 実績    | 令和 6 年度<br>委託医療機関 48 か所<br>該当児数 4,011 人<br>受診児数 3,685 人  |

前立腺がん検診事業

(健康増進課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 令和5年6月1日  |
| 目的    | がん対策の一環として、前立腺がんの早期発見・早期治療を図るとともに、がん疾患予防知識の普及と市民の健康保持・増進に資する。   |
| 特色    | 市内の実施指定医療機関において、50、55、60、65、70、75歳の市民を対象に、前立腺特異抗原（PSA）検査を実施する。<br>・自己負担 500円<br>・70歳以上、生活保護受給者、市民税非課税世帯を対象に自己負担金免除制度あり。 |
| 実績    | 令和6年度 受診者数 1,280人   |

成人歯科健康診査・歯科ドック、口腔がん検診事業

(健康増進課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成25年4月1日  |
| 目的    | 川口市歯科口腔保健の推進に関する条例の規定に基づき、市民が生涯にわたり歯科口腔保健に関する取り組みを行うとともに、疾病の予防並びに早期発見・早期治療を図る。   |
| 特色    | 市内の実施機関において、18歳以上の市民を対象に、歯や歯肉の状況を調べる成人歯科健康診査と、希望者には、だ液検査やむし歯菌活動検査等の歯科ドックを実施する。また、30歳以上の市民を対象に、口腔内にできるがんを発見するための口腔がん検診を実施する。<br>自己負担金（令和7年度）<br>1 成人歯科健康診査 500円<br>2 成人歯科健康診査＋歯科ドック 2,000円<br>3 口腔がん検診 500円 |
| 実績    | 令和6年度<br>1 成人歯科健康診査 3,892人<br>2 成人歯科健康診査＋歯科ドック 1,518人<br>3 口腔がん検診 1,904人   |

訪問歯科健康診査事業

(健康増進課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成 12 年 10 月 1 日   |
| 目的    | 在宅で寝たきり等の理由により、成人歯科健康診査を受診することが著しく困難な高齢者や、特別障害者手当もしくは障害児福祉手当の受給資格に相当する障害児・者に対し事業を実施することにより、口腔衛生の改善を図り健康状態の維持向上に貢献するとともに、地域における歯科保健サービスを推進する。   |
| 特色    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅で寝たきり又はこれに準ずる状態にある高齢者や障害児・者に対する訪問による歯科健診事業。</li> <li>・訪問歯科健診事業を川口歯科医師会に委託。</li> <li>・川口歯科医師会の会員の中で訪問歯科健診事業に協力できる歯科医師及び歯科衛生士が訪問し、在宅で歯科健診を実施する。</li> </ul> |
| 実績    | 令和 6 年度 受診者数 78 人  |

Web 利用型自己採血検査事業

(健康増進課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 令和 4 年 6 月 1 日  |
| 目的    | 健康増進法第 4 条に基づき、健康診断を受ける機会のない 25 歳から 39 歳の市民が、自宅から Web を利用した健康チェックや健康相談を受けることで、手軽に自らの健康課題に気づき、自分に合った健康づくりができることを目的に実施する。   |
| 特色    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・申込者へ検査キットを郵送し、自己採血による簡易検査（血糖・血中脂質等 14 項目）を実施する。</li> <li>・自己負担 500 円で、一般的な健康診断と同等の検査が可能。結果は Web で確認することができ、30 日間は医師等の専門職に相談できる。</li> <li>・高度異常値又は要受診者には、事後指導のご案内を実施する。</li> </ul> |
| 実績    | 令和 6 年度 申込者数 150 人 受診者数 119 人   |

妊婦歯科健康診査事業

(地域保健センター)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成 15 年 6 月 1 日   |
| 目的    | 歯科健康診査を実施することにより、う歯や歯周疾患の予防・早期発見・早期治療を促し、口腔衛生の改善を図り、母子の健康状態の向上に資する。   |
| 特色    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「マタニティママの歯と口の健康教室」として、妊婦の歯科保健についての正しい知識の普及・啓発を図り、母と子どもの歯の健康づくりをすすめる。</li> <li>・歯科健診を行い、う歯や歯周病の早期発見・早期治療をすすめるとともに歯周疾患の予防の動機づけとする。</li> </ul> |
| 実績    | 令和 6 年度 受診者数 123 人  |

産後ケア事業

(地域保健センター)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 令和 4 年 4 月 1 日   |
| 目的    | 母子保健法第 17 条の 2 に基づき、産後 1 年を経過しない母子を対象に、委託産科医療機関、助産施設等において心身の回復、育児負担の軽減を目的として、宿泊・日帰り・訪問の 3 型により、母体のケア、乳児のケア、育児相談等のサービスを提供する。  |
| 特色    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠中から利用相談が可能で、産後の申請（電子等）により 3 型から必要なサービスを選択し受けることができる（一部自己負担あり）。</li> <li>・訪問は早期型により乳房マッサージや沐浴指導など早期に支援を受けることができる。</li> <li>・妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う。</li> </ul> |
| 実績    | 令和 6 年度<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊型 255 件 (延べ 686 日分)</li> <li>・日帰り型 1,119 件</li> <li>・早期訪問型 100 件</li> <li>・一般訪問型 40 件</li> </ul>  |

こども家庭センター母子保健事業

(地域保健センター)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 令和6年4月1日   |
| 目的    | 妊娠期から子育て期までの母子保健及び育児に関して、切れ目のない支援体制を構築することにより育児不安や虐待予防に寄与する。   |
| 特色    | 母子健康手帳の交付や、育児相談を実施することにより、妊産婦・乳幼児の実情を把握し、必要な情報提供・助言・保健指導を実施する。   |
| 実績    | 令和6年度<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳交付数 4,552 件</li> <li>・電話相談 23,905 件</li> <li>・面接 4,906 件</li> <li>・家庭訪問 10,733 件</li> </ul> |

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付制度

(生活衛生課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成30年4月1日   |
| 目的    | 本市内で保護した飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせた者に対し、予算の範囲内において助成金を交付することにより、飼い主のいない猫の繁殖の抑制を図り、地域の良好な生活環境を確保する。 |
| 特色    | 本市内で保護された飼い主のいない猫について、不妊手術（メス猫）においては1匹9,000円、去勢手術（オス猫）においては1匹5,000円を上限として助成金の交付を行う。           |
| 実績    | 令和6年度<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・不妊手術 255 匹</li> <li>・去勢手術 185 匹</li> </ul>   |

川口市食品衛生監視指導計画

(食品衛生課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 令和7年4月1日<br>※当該計画は、年度ごとに定めるものである。   |
| 目的    | 本計画は、食品等の安全性の確保と食品衛生に関する正しい知識の普及を目的とする。   |
| 特色    | 食中毒等の健康被害を防止するため、市内の食品営業施設に対する監視指導を強化（目標件数 1,400 施設）するとともに、食品衛生に関する正しい知識の普及啓発を図るため、臨時出店者に対する講習会などを実施する。 |
| 実績    | 令和6年度 監視指導件数 1,805 施設   |

特定健康診査・特定保健指導

(国民健康保険課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成20年7月1日  |
| 目的    | メタボリックシンドロームの該当者及び予備群を減少させることにより、糖尿病などの生活習慣病の発症及び重症化を予防し、医療費の抑制を図るほか、国民皆保険制度を持続可能なものとする。   |
| 特色    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象<br/>市国保加入者のうち、年度末年齢40～74歳のかた。</li> <li>・特定健康診査<br/>対象者に、メタボリックシンドロームに着目した、血圧・血糖・脂質などの検査を実施し、該当者及び予備群を的確に抽出するとともに、「積極的支援」「動機付け支援」のレベル別に区分することで必要な保健指導につなげる。</li> <li>・特定保健指導<br/>受診者全員への情報提供のほか、特定保健指導対象者には、対象者自身が健診結果を理解し、症状としては現れていない体の変化に気づくことで、生活習慣を改善するための行動目標を設定し、セルフケア（自己管理）ができるように支援する。</li> <li>・位置づけ<br/>「第4期特定健康診査等実施計画」</li> </ul> |
| 実績    | 令和5年度<br>・特定健康診査受診者数（受診率） 24,373人（35.7%）<br>・特定保健指導終了者数（終了率） 469人（16.5%）   |

糖尿病性腎症重症化予防対策事業

(国民健康保険課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成 27 年 6 月  |
| 目 的   | 糖尿病が重症化するリスクが高く、医療機関への未受診者・受診中断者を医療に結びつけるとともに、糖尿病性腎症で通院する被保険者のうち、重症化するリスクの高いかたに対して保健指導を行い、人工透析への移行を防止する。 |
| 特 色   | 重症化のリスクの高いかたに対し、医師の指示に基づき、保健師等の 6 か月の指導による生活改善支援を実施する。   |
| 実 績   | 令和 6 年度<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・受診勧奨者数 270 人</li> <li>・生活改善支援者数 48 人</li> </ul>       |

後期高齢者医療健康診査事業

(高齢者保険事業室)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成 20 年 7 月 1 日   |
| 目 的   | 保険者である埼玉県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて、被保険者の健康の保持増進のために、健康診査を実施する。  |
| 特 色   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対 象 者<br/>市内在住の埼玉県後期高齢者医療の被保険者のかた。</li> <li>・利用回数<br/>年度内に 1 回限りである。また、ほかの制度で、健康診査を受診しているかた、及び、同一年度内に人間ドックを受診しているかたは対象にならない。</li> </ul> |
| 実 績   | 令和 6 年度 受診者数 16,912 人   |

## 後期高齢者医療人間ドック検診料助成事業

(高齢者保険事業室)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成 20 年 10 月 1 日  |
| 目 的   | 後期高齢者医療の被保険者が、指定医療機関で人間ドックを受けた場合において、人間ドック検診料の一部を助成することにより、自己負担の軽減と、疾病の早期発見及び健康の保持増進に資することを目的とする。   |
| 特 色   | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 対 象 者<br/>市内在住の埼玉県後期高齢者医療の被保険者のかた。</li><li>・ 利用回数<br/>年度内に 1 回限りである。また、ほかの制度で、既に受診しているかたは対象にならない。</li></ul> |
| 実 績   | 令和 6 年度 受診者数 5,214 人  |

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 令和6年4月1日   |
| 目的    | 「川口市立医療センター経営改革プラン2021-2023」の次期計画として、新たな病院経営の目標を定めたもの。 <ul style="list-style-type: none"><li>・基本理念<br/>市民に信頼され、安全で質の高い医療を提供します。</li><li>・めざす姿<br/>地域の基幹病院として高度な急性期医療を提供します。</li></ul>  |
| 特色    | <ul style="list-style-type: none"><li>・環境変化に対応し、地域基幹病院として他の地域医療機関と連携し、高度な急性期医療を提供するために必要な取組を策定。</li><li>・医療ニーズに応えながら、時代の変化に対応し、安全で質の高い医療を提供するための課題・取組を記載。</li><li>・経営効率化や、医療DXを推進、医師・看護師の働き方改革等の経営課題・経営強化に向けた取組を記載。</li><li>・評価指標と事業運営に必要な投資・財政計画をまとめた収支計画を策定。</li><li>・計画期間は4か年。</li><li>・毎年度、実績の点検・評価を行い、課題解決・改善活動を実施し、ホームページ等に公表。</li></ul> |

地域医療支援病院

(医療センター)

|   |  |            |            |
|---|--|------------|------------|
| 開始年月日   | 平成 30 年 4 月 1 日  |            |            |
| 目的  | 我が国の重層的な医療の供給体制のもと、医療センターが担う二次・三次救急医療を、一次・二次医療機関との円滑な医療連携により確実に提供し、地域医療の安定的な推進に貢献する。   |            |            |
| 特色  | <ul style="list-style-type: none"> <li>患者支援センターによるワンストップサービス<br/>地域連携、入退院センター、医療福祉相談、がん相談支援センターの各業務を医師、専従看護師、ソーシャルワーカー等が主治医・病棟看護師と連携し、患者相談・支援に対応している。</li> <li>救急紹介ホットラインによる緊急紹介への迅速対応<br/>一次・二次医療機関と医療センターとの緊急紹介専用回線を開設し、連携担当者が迅速に該当診療科と調整して、救急患者を受け入れている。</li> </ul> |            |            |
| 実績  | 地域医療支援病院移行後の経営指標の変化  |            |            |
|   | 項目   | 令和 6 年度    | 令和 5 年度    |
|   | 外来患者数  | 267, 182 人 | 266, 819 人 |
|   | 外来一人当り   | 16, 005 円  | 15, 055 円  |
|   | 入院患者数  | 142, 022 人 | 142, 494 人 |
|   | 入院一人当り   | 79, 821 円  | 78, 041 円  |
|   | 紹介患者数  | 17, 074 人  | 16, 321 人  |
|   | 紹介率  | 95. 39%    | 92. 50%    |
|   | 逆紹介率   | 77. 15%    | 77. 63%    |
|   | 選定療養費算定数   | 158 人      | 112 人      |
|   | 予定入院患者数  | 5, 523 人   | 5, 763 人   |
|   | 平均在院日数   | 9. 93 日    | 9. 61 日    |
|   | 病床稼働率  | 76. 29%    | 76. 34%    |
|   | 病床利用率  | 69. 32%    | 69. 14%    |
| 手術件数  | 5, 853 件   | 6, 077 件   |            |
| 入院単価や外来単価の上昇、紹介率や紹介患者数の経営指標が向上した。今後も入院患者数の増加や入院単価の向上に努め、急性期医療を担う地域医療機関として、継続的な健全経営に努める。 |  |            |            |

### (3) 環境経済文教（環境部、経済部、農業委員会、教育委員会）

#### 川口市環境物品等の調達に関する方針（グリーン購入方針）（環境総務課）

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成 15 年 4 月 1 日   |
| 目的    | 本市における物品等の購入において、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（通称：グリーン購入法）」に基づき、環境に配慮した物品等の計画的調達を推進し、また、その実績を公表することにより、市民及び事業者へ取り組みの輪を広げ、環境物品等への需要の転換を促進する。  |
| 特色    | <ul style="list-style-type: none"><li>・適用範囲<br/>川口市の全ての組織</li><li>・対象物品等<br/>国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定されている重点的に調達を推進すべき環境物品等（特定調達品目）</li><li>・目標率<br/>特定調達品目を 22 分野に分類し、うち 20 分野に 80%の目標率を設定（2 分野については、「調達率の向上に努める」とした。）</li></ul> |
| 実績    | 令和 6 年度<br>目標率を設定した 20 分野のうち<br>目標率を達成した分野 20 分野<br>目標率を達成できなかった分野 0 分野   |

### 第3次川口市環境基本計画

(環境総務課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成30年3月  |
| 目的    | 環境基本条例の基本理念の実現に向け、市民・事業者・市が協働し環境への負荷の少ない、持続的発展が可能な社会を構築し、良好な環境を積極的に保全していく。   |
| 特色    | 将来の環境像を「みんなで、よりよい環境を未来につなぐ、都市と自然が調和した、元気なまち 川口」とし、これを実現するため、「循環型社会の実現」、「安全・安心・快適社会の実現」、「自然共生社会の実現」、「低炭素社会の実現」、「環境保全活動の拡大」の5つの基本目標を掲げ、各種施策を推進していく。<br>また、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく「川口市環境学習指針」を包含した計画である。 |
| 実績    | 令和9年度を目標年度とし、22の達成目標を掲げ、目標の達成に向け取り組むとともに、年次報告書として環境報告書を作成し、各施策の進捗状況等を公表していく。   |

第 2 次川口市地球温暖化対策実行計画

(環境総務課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 令和 5 年 3 月   |
| 目 的   | <p>「川口市ゼロカーボンシティ宣言」に基づく「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ」の実現に向け、市民・事業者・市の全ての主体が、気候変動に対する危機意識を持ち、各主体の役割に応じて温室効果ガスの排出削減に向けた対策と気候変動への適応を総合的・計画的に推進する。</p>  |
| 特 色   | <p>本計画の区域施策編は、市域全体での温室効果ガスの排出削減などを行うための施策に関する事項を定め、市民・事業者・市が一体となって地球温暖化対策、気候変動適応策に取り組んでいくための計画である。国の削減目標を踏まえ、次の目標を掲げた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス排出量</li> <li>計画目標 令和 12 年度までに平成 25 年度比で 46%以上 削減</li> <li>長期目標 令和 32 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ</li> </ul> <p>本計画の事務事業編は、市役所の事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出削減などを行うための施策に関する事項を定め、市役所も一事業者としての立場から、地球温暖化対策、気候変動適応策に取り組んでいくための計画である。国の削減目標を踏まえ、次の目標を掲げた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス排出量</li> <li>計画目標 令和 12 年度までに平成 25 年度比で 42%以上 削減</li> </ul> |
| 実 績   | <p>市域から排出された令和 3 年度の温室効果ガスは、2,199 千 t-CO<sub>2</sub> であり、基準年度（平成 25 年度）2,786 千 t-CO<sub>2</sub> と比べて 21.1%の減であった。また、前年度（令和 2 年度）2,188 千 t-CO<sub>2</sub> と比べて 0.5%の増であった。</p> <p>市役所の事務事業から排出された令和 5 年度の温室効果ガスは 56,124 t-CO<sub>2</sub> であり、基準年度（平成 25 年度）61,854 t-CO<sub>2</sub> と比べて 9.3%の減であった。また、前年度（令和 4 年度）55,308 t-CO<sub>2</sub> と比べて 1.5%の増であった。</p>  |

地球温暖化対策活動支援金

(環境総務課)

|                              |   |   |                 |
|------------------------------|---|---|-----------------|
| 開始年月日                        | 平成 22 年 4 月 1 日   |   |                 |
| 目的                           | 地球温暖化対策の一環として、温室効果ガス排出量の削減に有効な活動をした市民等を支援するもので、市内から排出される温室効果ガスを削減する。  |   |                 |
| 特色                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付対象者<br/>川口市に住所を有し、市税の滞納がない者。<br/>(公共用 E V 充電器の対象は事業者)</li> <li>・ 対象となる活動等</li> </ul> |   |                 |
|                              |   | 支援上限額<br>(市内業者)                             | 支援上限額<br>(市外業者) |
|                              | 1   | 太陽光発電システム<br>160,000 円                      | 80,000 円        |
|                              | ※発電容量 6 キロワット以上の場合は加算措置あり。  |   |                 |
|                              | 2   | コージェネレーションシステム<br>60,000 円                  | 50,000 円        |
|                              | 3   | 雨水貯留施設<br>24,000 円                          | 20,000 円        |
|                              | 4   | 生ごみ処理容器<br>18,000 円                         | 15,000 円        |
|                              | 5   | 太陽熱利用システム<br>160,000 円                      | 80,000 円        |
|                              | 6   | 地中熱利用システム<br>160,000 円                      | 80,000 円        |
|                              | 7   | 定置用リチウムイオン蓄電池<br>160,000 円                  | 80,000 円        |
|                              | 8   | HEMS<br>24,000 円<br>(ホーム・エネルギー・マネジメント・システム) | 20,000 円        |
|                              | 9   | F C V (燃料電池自動車)<br>300,000 円                | 300,000 円       |
| 10                           | E V (電気自動車)<br>50,000 円   | 50,000 円                                    |                 |
| 11                           | 公共用 E V 充電器<br>100,000 円  | 100,000 円                                   |                 |
| ※市内業者とは川口市内に本社・本店を有する事業者を指す。 |   |   |                 |

|        |                             |                  |                   |                 |
|--------|-----------------------------|------------------|-------------------|-----------------|
| 実<br>績 | 令和6年度                       |                  |                   |                 |
|        | 1                           | 太陽光発電システム        |                   |                 |
|        |                             | 301件             | 31,860,000円（うち市内  | 26件 5,540,000円） |
|        | 2                           | コージェネレーションシステム   |                   |                 |
|        |                             | 73件              | 4,320,000円（うち市内   | 67件 4,020,000円） |
|        | 3                           | 雨水貯留施設           |                   |                 |
|        |                             | 9件               | 167,000円（うち市内     | 2件 48,000円）     |
|        | 4                           | 生ごみ処理容器          |                   |                 |
|        |                             | 192件             | 3,010,900円（うち市内   | 23件 71,200円）    |
|        | 5                           | 太陽熱利用システム        |                   |                 |
|        |                             | 0件               | 0円                |                 |
|        | 6                           | 地中熱利用システム        |                   |                 |
|        | 0件                          | 0円               |                   |                 |
| 7      | 定置用リチウムイオン蓄電池               |                  |                   |                 |
|        | 249件                        | 22,680,000円（うち市内 | 23件 4,600,000円）   |                 |
| 8      | HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム） |                  |                   |                 |
|        | 75件                         | 1,461,400円（うち市内  | 2件 48,000円）       |                 |
| 9      | FCV（燃料電池自動車）                |                  |                   |                 |
|        | 2件                          | 600,000円（うち市内    | 0件 0円）            |                 |
| 10     | EV（電気自動車）                   |                  |                   |                 |
|        | 63件                         | 3,150,000円（うち市内  | 0件 0円）            |                 |
| 11     | 公共用EV充電器                    |                  |                   |                 |
|        | 1件                          | 100,000円（うち市内    | 0件 0円）            |                 |
|        | 合計                          |                  |                   |                 |
|        | 965件                        | 67,349,300円（うち市内 | 143件 14,327,200円） |                 |

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成 31 年 4 月 1 日   |
| 目 的   | 社会的自然的条件に応じた生物多様性の保全を推進する。  |
| 特 色   | <p>本市は、都心からわずかな距離に位置しながら、荒川、芝川などの水辺や見沼田んぼ、斜面林など生きものに欠かせない自然がまだ残されている。この自然を守り、育て、未来の子どもたちに、より良い自然環境を残すため、生物多様性の保全・周知を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 川口いきもの通信<br/>生きものに関するチラシを配布し、生物多様性の保全を周知する。</li> <li>2 川口いきもの調査<br/>環境省の「いきものログ」を活用し、市民参加型の生物調査を実施する。</li> <li>3 川口いきもの探検隊<br/>小学生と保護者を対象に、自然観察をしながら、動植物の調べ方や生態などを学習する。</li> <li>4 夜のいきもの観察会<br/>小学生と保護者を対象に、閉園後のイイナパーク川口やグリーンセンター、夜の見沼自然の家周辺で、生きものとふれあいながら自然観察を行う。</li> </ol> |
| 実 績   | <p>令和 6 年度</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 川口いきもの通信<br/>市内の小学生や公共施設等に年 3 回、約 102,000 部配布。</li> <li>2 川口いきもの調査<br/>調査員登録者数 328 人、報告件数 4,224 件</li> <li>3 川口いきもの探検隊<br/>全 6 回実施、参加者人数延べ 144 人</li> <li>4 夜のいきもの観察会<br/>イイナパーク川口で 2 回、グリーンセンターで 1 回実施（雨天によりグリーンセンターで 1 回、見沼自然の家で 1 回中止）、参加者人数延べ 201 人<br/>(220 組 (440 人) の募集に対して、790 組の応募)</li> </ol>   |

クリーン推進員制度

(資源循環課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成7年2月1日  |
| 目的    | 廃棄物の適正な処理と減量等に熱意と識見を有する者を川口市クリーン推進員として委嘱し、地域住民と行政が一体となって、ごみの排出抑制・減量化・資源化を推進するもの。  |
| 特色    | <p><b>【任務】</b></p> <p>(1) 廃棄物の減量及び適正な処理の普及啓発に関すること</p> <p>(2) 廃棄物の分別及び排出指導等に関すること</p> <p>(3) 集団資源回収並びに環境美化活動の指導及び協力に関すること</p> <p>(4) 廃棄物及び再生利用対象物保管場所等の調査に関すること</p> <p>(5) その他市の施策への協力に関すること</p> <p>・ 年4回の定期的な報告書の提出と、その他緊急を要する場合の電話連絡等による報告を義務付けている。</p> <p><b>【委嘱】</b></p> <p>町会長又は自治会長から定数に応じて出される推進員の推薦を受け、推薦された推進員を選考し、市長が委嘱する。</p> <p><b>【選考基準】</b></p> <p>(1) 一般廃棄物の減量及び適正な処理等に熱意と識見を有する者</p> <p>(2) ごみ問題に理解と意欲のある者</p> <p>(3) 市民のリーダーとして活動できる者</p> <p>(4) その他市長が指定する者</p> <p><b>【任期】</b></p> <p>2年。ただし、推進員が欠員となった場合における補欠の任期は前者の残任期間となる。</p> <p><b>【貸与品】</b></p> <p>(1) 推進員証</p> <p>(2) ベスト</p> <p>(3) 帽子</p> <p><b>【報償金】</b></p> <p>月1,800円(所得税込み)</p> |
| 実績    | 令和7年4月1日現在 委嘱人数 614人  |

路上喫煙防止事業

(資源循環課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成 17 年 5 月 1 日   |
| 目的    | 川口市路上喫煙の防止等に関する条例に基づき、道路等における喫煙マナー及び環境美化意識の向上を図り、安全で快適な歩行空間及び清潔な地域環境を確保する。  |
| 特色    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 非喫煙者と喫煙者がお互いに配慮できる分煙を念頭に置いた川口市路上分煙基本計画を策定し、2～4 について、総合的に推進する。</li> <li>2 駅周辺の人通りが多い場所などを、川口市廃棄物対策審議会に付議したうえで、路上喫煙禁止地区として指定する。</li> <li>3 必要に応じて、指定喫煙所の改修等を行う。</li> <li>4 道路等における喫煙マナー及び環境美化意識向上のための周知・啓発を行う。</li> </ol>  |
| 実績    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市域の全駅周辺を禁止地区に指定し、各駅 1 ヶ所以上の指定喫煙所を設置。</li> <li>2 既存の喫煙所の 4 ヶ所を分煙対策として改修。</li> <li>3 (1) 環境部広報紙 P R E S S 530、川口市掲示板、市 H P による啓発を実施。<br/> (2) 禁止地区内において、禁止地区であることを示す横断幕、看板、路面シールを設置。<br/> (3) 禁止地区内において、禁止地区であることを示す横断幕、看板、路面シールを設置。<br/> (4) 禁止地区内外において、路上喫煙防止の啓発用路面シールの設置や、啓発用看板の配布を実施。<br/> (5) 毎年 11 月上旬に、市域の全駅周辺において、路上喫煙防止の駅頭キャンペーンを実施。</li> </ol> |

資源物の分別収集・リサイクル事業

(資源循環課、リサイクルプラザ)

|                        |   |
|------------------------|---|
| <p>開始年月日<br/>(市全域)</p> | <p>1 集団資源回収 昭和 54 年 4 月<br/>2 資源物の分別収集<br/>(1) びん、飲料かん 昭和 55 年 4 月<br/>(2) 紙パック 平成 3 年 4 月<br/>(3) 金属類 平成 5 年 1 月<br/>(4) 繊維類 平成 6 年 7 月<br/>(5) ペットボトル 平成 6 年 7 月<br/>(6) 新聞紙、雑誌・雑紙、段ボール、紙製容器包装 平成 14 年 12 月<br/>(7) プラスチック製容器包装 平成 14 年 12 月</p>  |
| <p>目的</p>              | <p>家庭や事業所等から排出されるごみの量は横ばいであり、ごみの質が多様化していることから、焼却処理施設等の能力を圧迫している。また近年、循環型社会形成推進基本法を始めとするリサイクル関係諸法令によりごみの発生抑制、再使用、再生利用が進められている。<br/>こうした状況を踏まえ、焼却ごみの減量化を進めるとともに、発生・排出段階で資源として活用できるものを分別収集し、再資源化していくことにより、資源循環型社会の構築及び安定的な廃棄物処理事業の確立を図る。</p>   |
| <p>特色</p>              | <p>1 集団資源回収は、町会及び自治会等が自主的に古紙類・繊維類を回収し再生資源業者に売却する活動であり、市は回収重量 1kg につき 10 円の助成金を交付している。<br/>2 資源物の分別収集<br/>(1)(3)(4) びん、飲料かん、金属類、繊維類については、月 2 回定曜日ステーション方式により分別収集し、リサイクルプラザで選別等の処理を行った後、再生資源業者への売却を行っている。なお、分別収集されたびんのうち、選別された一部茶色びんとその他の色びんに関しては、容器包装リサイクル法に基づき、(公財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、再商品化している。<br/>(2)(6) 新聞紙、雑誌・雑紙、段ボール、紙パック、紙製容器包装については、月 2 回の定曜日ステーション方式により分別収集し、リサイクルプラザで選別等の処理を行った後、再生資源業者への売却を行っている。<br/>(5)(7) ペットボトルについては月 2 回の定曜日ステーション方式、プラスチック製容器包装については週 1 回の定曜日ステーション方式により分別収集し、選別、圧縮等の処理を行った後、茶色びん、その他の色びんと同様に(公財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、再商品化している。また、ペットボトルの一部について、再生資源業者への売却を行っている。</p> |

|        |   |                                 |                               |                              |                                 |
|--------|---|---------------------------------|-------------------------------|------------------------------|---------------------------------|
| 実<br>績 | 令和6年度   |                                 |                               |                              |                                 |
|        |   | びん                              | 飲料かん                          | 金属類                          | ペットボトル                          |
|        | 排 出 量<br>(内売却重量)<br>[内(公財)<br>日本容器包装<br>リサイクル協会<br>引 渡 重 量] | 3,142 t<br>(1,247 t)<br>[852 t] | 1,253 t<br>(1,040 t)<br>[ - ] | 1,196 t<br>(869 t)<br>[ - ]  | 2,498 t<br>(239 t)<br>[1,836 t] |
|        | 売却金額  | 169,961 円                       | 270,005,164 円                 | 13,201,382 円                 | 20,393,802 円<br>144,019,903 円※1 |
|        |   | 繊維類                             | 紙類                            | プラスチック製<br>容器包装              |                                 |
|        | 排 出 量<br>(内売却重量)<br>[内(公財)<br>日本容器包装<br>リサイクル協会<br>引 渡 重 量] | 2,001 t<br>(1,405 t)<br>[ - ]   | 5,899 t<br>(5,693 t)<br>[ - ] | 3,346 t<br>( - )<br>[3,107t] |                                 |
|        | 売却金額  | 92,877,814 円                    | 83,710,770 円                  | 0 円※1                        |                                 |
|        | 集団資源回収  |                                 | ・回収重量                         | 9,158 t                      |                                 |
|        |   |                                 | ・助成金                          | 91,582,170 円                 |                                 |
|        | ※1 (公財) 日本容器包装リサイクル協会からの有償入札拠出金及び再商品化合理化拠出金                 |                                 |                               |                              |                                 |

## 川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例

(産業廃棄物対策課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成 30 年 4 月 1 日   |
| 目的    | 廃棄物処理施設設置等に係る廃棄物処理法上の許可申請前に行う、計画の事前公開、周辺住民への説明会、事業計画者に対する市の指導助言、紛争時のあっせんの手続などを定めるとともに、専門的意見を聴くための川口市廃棄物処理施設設置等調整委員会の設置について規定し、紛争の予防を図り、地域の生活環境の保全に寄与する。   |
| 特色    | 条例に基づく廃棄物処理施設設置等に係る手続の流れについては、下記のとおりとなる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・事業計画者は、事業計画書等を市長に提出し、市長は、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがある地域を関係地域として定め、事業計画書等を縦覧に供する。</li><li>・関係住民は、事業計画についての意見書を市長に提出すること及び事業計画者に対し生活環境保全協定の締結を求めることができる。</li><li>・事業計画者は、縦覧期間内に関係住民を対象とした説明会を開催し、意見書等の送付を受けたときは、当該意見書等に対する見解書を市長に提出する。</li><li>・市長は、事業計画者に対し必要な指導又は助言を行うとともに、事業計画書の審査結果を通知し、事業計画者が当該通知の内容を踏まえて講じた措置が相当と認めるときは、条例に基づく施設設置等の手続を承認する旨の文書を交付する。</li></ul> また、事業計画者又は関係住民は、紛争の解決のために市長にあっせんの申請ができる。 |
| 実績    | 令和 6 年度 <ul style="list-style-type: none"><li>・事業計画書受理件数 0 件 (事業者数 0 社)</li><li>・手続承認書交付件数 2 件 (事業者数 1 社)</li></ul>   |

川口市土砂の堆積等の規制に関する条例

(産業廃棄物対策課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成 30 年 4 月 1 日   |
| 目的    | 土砂の堆積等に関し必要な規制を行うことにより、無秩序な土砂の堆積を防止し、市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与する。   |
| 特色    | 土砂の堆積を行おうとする者は、当該土砂を堆積する土地の区域の面積が 500 m <sup>2</sup> 以上の場合、堆積に関する計画を定め、許可を受けなければならない。また、許可を受けた者は、堆積期間における標識の掲示、定期報告及び土地の汚染調査等を実施する。 |
| 実績    | 令和 6 年度<br>許可申請受理件数      2 件<br>許可件数                      3 件<br>立入検査件数              26 件   |

不法投棄監視業務

(収集業務課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成 13 年 5 月  |
| 目的    | 不法投棄の未然防止対策として、市内に散在する不法投棄常習場所の監視等を行う。   |
| 特色    | ごみが不法投棄され易い場所を中心に、委託警備会社が夜間パトロールを行い、不法投棄の防止を図る。  |
| 実績    | 令和 6 年度については、市内でも特に不法投棄の多いごみ集積所 8 か所について、午前 0 時から午前 8 時まで監視した。(実施日数 209 日)<br>また、川口市内全域の不法投棄が顕著な集積所を巡回し、午前 5 時から午前 9 時まで監視した。(実施日数 260 日)<br>このことにより、ごみ集積所の不法投棄が未然に防止され、清潔できれいなまちづくりに貢献した。 |

## ふれあい収集

(収集業務課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成 22 年 6 月 1 日   |
| 目的    | 高齢や障害等により、家庭ごみを集積所に運び出すことが困難な市民を対象に、戸別収集を実施する。  |
| 特色    | 毎週 1 回指定の曜日に、玄関前から分別された一般ごみ、資源物、有害ごみ及び乾電池を同時に収集する。<br>また、収集当日にごみが出されていない場合は、声掛け等による安否確認を行う。 |
| 実績    | 令和 6 年度<br>令和 7 年 3 月 31 日現在の登録は 979 人<br>(申請 390 人 実施決定 356 人)                             |

## 3R 推進活動等助成事業

(リサイクルプラザ)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成 19 年 4 月  |
| 目的    | 町会及び自治会が行う 3R 推進活動等を助成することで市民の廃棄物問題に対する意識の向上を図り、循環型社会の構築及び地域コミュニティ意識の醸成に寄与する。なお、3R 推進活動等とは、廃棄物の減量、再資源化、適正処理、ステーションの美化、不法投棄防止対策のことをいう。                                |
| 特色    | 3R 推進に関する研修会等の啓発活動及び一般ごみステーションにおける不法投棄防止対策活動又は清掃等の維持管理活動の 3 項目を必須項目とし、その他、地域清掃や不法投棄防止対策活動などの 12 項目のメニューから団体の実情に合わせて 4 項目以上を選択、合計 7 項目以上の 3R 推進活動等を自主的に実施する団体に対し助成する。 |
| 実績    | 令和 6 年度<br>助成団体 230 町会・自治会<br>助成金額 65,711,000 円  |

企業立地補助金

(産業労働政策課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成 15 年 4 月   |
| 目的    | 市内産業の空洞化防止、既存企業への波及効果及び雇用機会の拡大を推進する。  |
| 特色    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助対象者               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 新たに市内で製造業を開始する事業者及び事業拡張のため一定規模以上の新增設を行う事業者。</li> <li>(2) 「市街化調整区域における流通業務等施設の建設」の制度を利用した事業者。</li> </ul> </li> <li>・ 補助対象事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 新たに延床面積 100 m<sup>2</sup>以上の工場を市内に新設又は増設した場合、固定資産税・都市計画税相当額を補助する。<br/>                   ※補助金の申請は、初めて課税された年度内に行うこと。<br/>                   補助率：1/2 以内 補助限度額：200 万円 補助期間：3 年度間</li> <li>(2) 新たに延床面積 100 m<sup>2</sup>以上の市内の貸工場に入居した場合、家賃相当額を補助する。<br/>                   ※補助金の対象となる月家賃は、市職員が現地調査し操業の確認がとれた翌月分の家賃から。<br/>                   補助率：1/2 以内 補助限度額：120 万円 補助期間：2 年間</li> <li>(3) 新たに「市街化調整区域における流通業務等施設の建設」の制度を利用し、流通業務施設又はデータセンターを整備した場合、固定資産税相当額を補助する。<br/>                   ※補助金の申請は、初めて課税された年度内に行うこと。<br/>                   補助率：1/2 以内 補助限度額：200 万円 補助期間：3 年度間</li> <li>(4) 上記(1)・(2)・(3)に該当する事業者が新たに市内に住所を有する者を一定期間以上雇い入れた場合に補助する。<br/>                   ※補助対象施設が操業を開始した日から1年を経過した日（以下「基準日」とする。）の前日までに雇用し、その後、「基準日」より1年間継続雇用した場合に補助金交付の対象となる。<br/>                   従業員の対象は新規正社員であるため、原則として、雇用保険加入者が対象。<br/>                   補助対象施設が操業を開始した日から1年を経過した日の前日までに雇用されていない場合は、補助の対象外。</li> </ul> </li> </ul> |
| 実績    | 令和 6 年度 交付件数 18 件 交付金額 11,719,000 円   |

制度融資

(経営支援課)

|             |   |           |            |
|-------------|---|-----------|------------|
| 開始年月日       | 昭和 40 年 7 月 15 日  |           |            |
| 目 的         | 市内中小企業者に対し、小口資金や経営の合理化、設備の近代化・高度化を図るために必要な資金の融資を行い事業活動の活発化を促し、企業の健全な育成と本市産業の振興に資する。 |           |            |
| 実 績         | 令和 6 年度   |           |            |
|             | 制 度 名   | あっせん件数    | あっせん金額     |
|             | 小 規 模 事 業 者 資 金   | 9 件       | 70,300 千円  |
|             | 中 小 企 業 運 転 資 金   | 15 件      | 494,000 千円 |
|             | 中 小 企 業 設 備 資 金   | 6 件       | 164,000 千円 |
| そ の 他 の 資 金 | 2 件   | 57,000 千円 |            |

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成 25 年 4 月 1 日   |
| 目的    | 地域社会への貢献活動を行う事業者等を地域貢献事業者として認定することにより、事業者等の社会的信頼の向上を促進し、市内産業の活性化を図る。  |
| 特色    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定の対象となる市内事業者等               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 中小企業者（個人事業主も含む）、農業者</li> <li>(2) 中小企業等協同組合、農業協同組合</li> <li>(3) 商店街（任意商店街も含む）</li> <li>(4) その他(1)を構成員とする任意団体</li> </ol> </li> <li>・ 認定事業者への主な支援               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) メディア、広報紙、ホームページ及びパンフレット等で市内外へ広くPR</li> <li>(2) 地域貢献事業者資金融資制度（別途審査あり）</li> <li>(3) 住工共生コミュニティ活動事業補助金（補助対象経費の30%から50%に拡充）</li> <li>(4) 商店街コミュニティ活動事業補助金（補助対象経費の30%から50%に拡充）</li> <li>(5) 展示会等出展事業助成金<br/>（限度額30万円から40万円に拡充）</li> <li>(6) 表彰制度（認定後、1年以上の地域貢献活動の実績に基づき報奨金の授与）</li> <li>(7) 市が発注する公共工事のうち、川口市総合評価方式を採用する公共工事において加点される項目を設定（選択評価項目 1点）</li> <li>(8) 地域貢献推進補助金（限度額1事業30万円）</li> </ol> </li> </ul> |
| 実績    | 令和6年度 認定事業者数 12事業者(累計 99者)  |

## D X 推進補助金

(経営支援課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 令和3年6月1日   |
| 目的    | 市内中小企業者のDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するため、DX・デジタル化の推進につながるシステムや設備導入等を行う事業者に対して費用の一部を補助する。  |
| 特色    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象者<br/>中小企業者で、個人にあっては市内に住所及び事業所を有するもの。法人にあっては次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当し、かつ、市内における事業実態があるもの。<br/>(ア) 市内に本店を有していること。<br/>(イ) 全従業員が50人以上で、かつ、全従業員数の2分の1以上が市内の事業所に勤務していること。<br/>また、市税を完納していること。</li> <li>・補助対象事業<br/>システム導入等に対する補助<br/>対象 デジタル技術の活用による業務改善、販路拡大等への新たな取り組みのうち、国の補助金（ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、IT導入補助金、小規模事業者持続化補助金、事業再構築補助金、中小企業新事業進出補助金、中小企業省力化投資補助金）の交付決定を受けた事業に係る経費。<br/>補助率 自己負担額の1/2<br/>補助限度額 50万円</li> </ul> |
| 実績    | 令和6年度 28件 補助金額 18,000,000円   |

中小企業勤労者定期健康診断料補助事業

(経営支援課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成2年4月1日   |
| 目的    | 市内の中小企業で働く勤労者の健康管理体制を促進し、労働安全衛生法の遵守推進を図り、もって勤労者の福祉向上に寄与する。 |
| 特色    | 勤労者の定期健康診断を実施した市内に事業所を有する中小企業者に対し、受診料金の一部を補助する。            |
| 実績    | 令和6年度 補助人数 13,326人   |

技能振興推進事業

(経営支援課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成8年4月1日   |
| 目的    | 技術・技能者の中から、特に卓越した者を顕彰し、地域における技能尊重気運の醸成、技術・技能者の意識の向上、若年技能労働力の確保及び優れた技術・技能の向上、継承、発展を図る。                  |
| 特色    | 高度熟練技能の継承及び向上を期し、技能の振興、人材の育成並びに後継者の確保など川口地域における産業界の発展と雇用の確保をめざす。                                       |
| 実績    | 令和6年度<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・産業技術・技能者顕彰制度</li> <li>・技能振興推進に関わる広報啓発事業の実施</li> </ul> |

## シニア向け就職支援事業

(経営支援課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成 28 年 4 月 1 日  |
| 目的    | 働く意欲のある高年齢者が、年齢に関わりなく生涯現役で活躍し続けられる雇用・就業環境を整えていく。                     |
| 特色    | 高年齢者の積極的な雇用を考えている企業と求職者とのマッチングを図る「就職面接会」を開催し、高年齢者の雇用促進に努める。          |
| 実績    | 令和 6 年度<br>シニア合同企業面接会 i n 川口<br>令和 6 年 11 月 7 日 参加企業数 11 社 参加者数 47 人 |

## 就職支援事業

(経営支援課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成 12 年 8 月 1 日  |
| 目的    | 就職活動を積極的にサポートする一環として、対象者別に各種講座を開設し、雇用・再就職の促進並びに雇用の安定を図る。   |
| 特色    | 就労意識の高揚並びに就職活動に役立つノウハウを持ったキャリアカウンセラー等による講座を開設。就職を希望する若者や他の離職者に、これらの技法を習得させることで、就業機会の拡大、雇用の創出を図り、ひいては本市産業の振興に資する。 |
| 実績    | 令和 6 年度 就職支援セミナー実施回 34 回 受講者数 357 人  |

## 合同企業面接会事業

(経営支援課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成 27 年 4 月 1 日   |
| 目的    | 中小企業と求職者のマッチングの機会を増やし、企業の人材確保に貢献するとともに若年者の定住化に資する。                        |
| 特色    | 若年者を対象とした合同企業面接会を実施する。  |
| 実績    | 令和 6 年度<br>かわぐちジョブフェア 2024 合同企業面接会<br>令和 6 年 7 月 3 日 参加企業数 40 社 参加者数 81 人 |

## 雇用促進・人材育成事業

(経営支援課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成 29 年 4 月 1 日 (パワーアップセミナーのみ平成 11 年 4 月 1 日)  |
| 目的    | 市内産業における若年労働者の確保を推進し、人材の育成、地元就労の促進、技能の継承に繋がる事業を実施する。   |
| 特色    | 実施内容<br>1 インターンシップ支援事業<br>2 技能検定等受検手数料助成事業<br>3 社員研修への支援事業   |
| 実績    | 令和 6 年度<br>1 インターンシップ支援補助金<br>交付事業者数 4 者、交付金額 149,000 円<br>2 技能検定等受検手数料助成事業<br>技能検定等受検手数料助成件数 60 件<br>3 社員研修への支援事業<br>新社会人パワーアップセミナー<br>令和 6 年 4 月 15 日 新入社員向け |

## 若年者定住就労促進家賃補助事業

(経営支援課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 令和 5 年 4 月  |
| 目的    | 若年者の市内定住及び市内中小企業等への就労と市内中小企業等の雇用を促進するとともに、働きやすいまちづくりへの環境整備の推進を図る。 |
| 特色    | 市内の賃貸住宅に居住し、市内中小企業等に就労する若年者に対して家賃補助金を支給する。                        |
| 実績    | 令和 6 年度 交付者数 38 人 金額 3,835,000 円                                  |

## 中小企業従業員等奨学金返還支援補助事業

(経営支援課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 令和 5 年 4 月  |
| 目的    | 若年者の市内定住及び市内中小企業等への就労と市内中小企業等の雇用を促進するとともに、働きやすいまちづくりへの環境整備の推進を図る。 |
| 特色    | 市内に居住し、市内中小企業等に就労する若年者の奨学金の返還を支援する。                               |
| 実績    | 令和 6 年度 交付者数 51 人 金額 4,565,700 円                                  |

## 住工共生コミュニティ活動事業補助金

(産業振興課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成 22 年 4 月  |
| 目的    | 住工共生を推進するため、市内事業者等が主体となり、近隣地域住民等と共同で実施する事業などを支援することにより、市民が住みやすい地域社会の実現並びに工場の良い操業環境の維持向上を図る。  |
| 特色    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助対象者<br/>市内に事業所を有し、1 年以上引き続いて同一事業を営んでいる者（市税納税義務者の場合は、原則として市税を完納していること）で、次のいずれかに該当する者。<br/> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 日本標準産業分類における大分類製造業に属する事業を営む法人又は個人、若しくは、物品等の切削、曲加工などを行う機械設備を常設し事業を営む法人又は個人。（以下、「製造業事業者」という）</li> <li>(2) 製造業事業者が加入する中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に規定する事業協同組合。</li> <li>(3) 製造業事業者が集団形態をとり、協同して事業を行う団体で 2 に該当するものに相当すると市長が認めた団体。</li> <li>(4) 商工会議所</li> </ol> </li> <li>・ 補助対象事業<br/>非営利を目的として市内で実施する事業のうち、次のいずれかに該当する事業。<br/> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住工共生とコミュニティの活性化を図るため、近隣地域住民等と連携、協力して共同で実施する事業。</li> <li>(2) 市民等に対し広く工場見学の受け入れなどを実施することにより、本市「ものづくり」産業への理解の醸成と工場の良い操業環境の維持向上に資する事業。</li> </ol> </li> <li>・ 補助率<br/>補助対象経費の 30%以下の額(川口市地域貢献事業者認定事業の認定事業者は 50%以下)とし、1,000 円未満の端数が生じた場合は切り捨て。ただし、補助金額は、1 事業 300,000 円を限度とし、市長が予算の範囲内で決定する額。</li> </ul> |
| 実績    | 令和 6 年度 交付件数 2 社 交付金額 958,000 円  |

地域資源活用事業補助金

(産業振興課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成 25 年 4 月 1 日   |
| 目的    | 本市の特徴ある地域資源（観光資源）を活用した市内事業者等が主体となる地域団体の取り組みにより、市内外からの誘客や交流を促進するものに対し、より一層積極的な活動を促し、観光振興へつながるよう支援する。   |
| 特色    | <p>地域資源とは農林水産物、鉱工業品、観光資源、歴史的文化遺産、その他市長が認めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象事業<br/>地域資源を活用し、市内外からの誘客や交流を促進し、観光事業の振興及び地域の活性化につながる事業。</li> <li>・補助対象団体<br/>本市に活動拠点を有し、活動実績のある地域団体。</li> <li>・補助率<br/>補助対象経費の 50%以下の額とし、200,000 円を限度に予算の範囲内で決定する額とする。<br/>※その額の 1,000 円未満の端数は切り捨てる。</li> <li>・補助回数<br/>同一団体への補助は、1 年度につき 1 回限りとする。</li> </ul> |
| 実績    | 令和 6 年度 交付件数 6 件 交付金額 1,154,000 円   |

川口市産品公共工事活用促進制度

(産業振興課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成 27 年 4 月   |
| 目的    | 本市が発注する公共工事を受注した事業者に対し、登録された市産品製造業者を紹介し、必要な部材等を調達する際に、市産品の使用を検討してもらうことで市内企業の製品の利用促進を図る。   |
| 特色    | <p>市産品の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本店または本社（以下、「本店等」という。）が川口市内に所在し、その企業の直営工場または圃場（以下、「直営工場等」という。）で製造（生産）されたもの。</li> <li>・本店等が川口市外に所在し、川口市内に所在する直営工場等で製造（生産）されたもの。</li> <li>・その他、本市に所在する産業支援機関又は中小企業団体に所属する企業において、製造（生産）されたもの。ただし、建材に関しては、販売されたものを含む。</li> </ul> |
| 実績    | 令和 6 年度末時点 登録企業 116 社（うち団体数 3）  |

## 川口市市産品フェア

(産業振興課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成 27 年 4 月  |
| 目的    | 製造業、緑化産業を中心とした市内で生産される製品や市内で営業するあらゆる業種のサービスなどを市内外の企業や市民等に広く周知するとともに、本市職員及び近隣自治体に対して公共事業への活用をPRすることによって、市内企業の販路拡大と発展を図るとともに、地域経済を活性化させる。  |
| 特色    | <p>実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市産品展示会</li> <li>・産業団体等紹介コーナー</li> <li>・花と緑の販売コーナー</li> <li>・障害者施設産品コーナー</li> <li>・飲食ストリート</li> <li>・市内金融機関合同相談窓口</li> <li>・出展企業支援窓口</li> <li>・出展企業プロモーションステージ</li> <li>・講演会</li> <li>・誘客イベント（技能フェスタ・消防体験コーナーなど）</li> <li>・企業研究ラリー（学生支援企画）</li> </ul> |
| 実績    | 令和 6 年度（市産品フェア 2024） 来場者数 21,418 人（3 日間）   |

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 令和7年4月   |
| 目的    | 中小企業者等の販路開拓を促進し、もって本市産業の振興に寄与することを目的として、自社の製品等を展示会・見本市等へ出展する際に要する経費の一部に対して、補助金を交付する。   |
| 特色    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象者<br/>中小企業者等であって、次の各号のいずれにも該当する者             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本市内に事業所を有し、1年以上引き続いて同一事業を営んでいること</li> <li>(2) 個人事業者にあつては、本市の住民基本台帳に1年以上引き続いて記録されていること</li> <li>(3) 納期の到来した市税を完納していること</li> <li>(4) 川口市暴力団排除条例（平成24年条例第52号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等その他反社会的な団体に関連すると認められる者でないこと</li> </ol> </li> <li>・対象となる展示会等             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 国または地方公共団体が主催または後援する展示会等</li> <li>(2) 国内外で開催される出展小間数が100以上の規模を有する展示会等</li> <li>(3) 開催内容から判断して市長が特に認めた展示会等</li> </ol> <p>※以下は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同一の出展で他の公的機関から出展費の助成を受けるもの</li> <li>展示即売を目的とするもの</li> <li>本市または申請者が主催・共催する展示会等に出展するもの</li> <li>市長が適当でないと認めるもの</li> </ul> </li> <li>・補助率<br/>消費税相当額を除く出展料の2分の1以内の額(千円未満切り捨て)とし、限度額は300,000円。海外展示会への出展や川口市地域貢献事業者の場合は、限度額400,000円。</li> </ul> |

商店改修事業補助金

(産業振興課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成 29 年 4 月  |
| 目的    | 市内で店舗を営む方が、店舗の集客力や買物環境の向上を目的とした店舗の改修を行う際に補助金を交付することにより、市内商業の活性化を図る。  |
| 特色    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象者<br/>川口市に住民登録のある個人又は、法人市民税に関する届出のある法人。</li> <li>・対象業種<br/>小売・飲食・生活関連サービス業等</li> <li>・対象店舗<br/>床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>未満で、常時看板を掲出し不特定多数の来客があり、5 年以上の営業実績がある店舗（事務所や工場は対象外）。</li> <li>・対象工事<br/>市内業者（法人の場合は市内に本社があること）が行う税抜き 20 万円以上の店舗改修工事。</li> <li>・補助率<br/>対象工事費（税抜き）の 30%以下の額とし、予算の範囲内で決定する額とする。</li> <li>・補助上限額<br/>1 店舗あたり 50 万円</li> </ul> |
| 実績    | 令和 6 年度 交付件数 18 件 交付金額 4,048,000 円   |

市役所マルシェ開催事業

(農政課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成 27 年 12 月  |
| 目的    | 市内で生産された農産物等の即売を通じて、本市の特産物を PRするとともに、消費拡大及び農業関係者と市民との交流を深めることにより、地場産業の振興と緑化産業の活性化を図る。 |
| 特色    | 市役所第一本庁舎で毎月 1 回程度開催し、地場産の新鮮野菜や鉢花、加工品等の宣伝及び販売を行う。                                      |
| 実績    | 令和 6 年度 開催回数 16 回   |

農業振興事業計画認定制度

(農政課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成 30 年 4 月  |
| 目的    | 本市農業の中心となりうる市街化調整区域では厳格な建築制限があり、近年では駐車場及び資材置場等の建築物の設置を伴わない限定的な土地利用が進行し、農地の減少に影響を及ぼしている。そのため、農業振興事業計画認定制度を導入し、市街化調整区域としての機能を維持しつつ、農地以外の土地利用を希望するかたに限定的な用途以外の選択肢を提供することにより、農業と地域の活性化を図る。 |
| 特色    | 市街化調整区域（荒川及び綾瀬川河川敷地区を除く）において、農家レストラン、農産物直売所及び6次産業化に関わる施設を運営する事業計画を認定し、開設を支援する。また、市内に住所を有する農業者が認定を受けた事業について、経費の一部を補助する。   |
| 実績    | 令和 6 年度 ※（ ）内は累計実績<br>・相談・問い合わせ件数 1 件（23 件）<br>・事業計画認定件数 0 件（1 件）  |

明日の農業担い手育成塾事業

(農政課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 令和 4 年 7 月 1 日   |
| 目的    | 一定の農業技術を有する新規就農希望者を塾生として受け入れ、当該塾生が就農できるよう、埼玉県・農協等と協力して支援することにより、農業の担い手の確保・育成を図る。                         |
| 特色    | 塾生に対し、指導員を配置したうえで、研修用農地において、研修を実施する。研修期間は2年間とし、露地野菜栽培における実践的な知識及び技術を習得するための支援や、卒塾後に必要となる農地の確保に向けた支援等を行う。 |
| 実績    | 1 人（令和 6 年 3 月～令和 8 年 3 月）   |

農地情報登録制度

(農業委員会)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成 29 年 8 月 1 日  |
| 目 的   | 川口市農地情報登録制度（川口市農地バンク制度）は、農地の賃貸借などに関する情報を行政が収集し、市内農業者等に情報を提供することで、農業者の経営規模の拡大促進、耕作放棄地の発生防止・解消など、農地の有効利用の促進を目的とする。                         |
| 特 色   | 市街化調整区域内の農地及び生産緑地地区内の農地を登録対象として、農地の管理が困難である農地所有者から、売却又は一時的な貸付けを希望する農地の情報を農業委員会が収集・集約し、農地を取得し経営規模の拡大等を考えている市内農業者等にホームページ等を活用して、広く情報提供を行う。 |
| 実 績   | 令和 7 年 4 月 1 日現在<br>・農地情報登録件数 5 件（10 筆）<br>・耕作希望者情報登録者数 13 人   |

## 人材バンク“魅学”

(生涯学習課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成 12 年 4 月  |
| 目 的   | 豊富な知識や経験を持つ個人及び団体の情報を「人材バンク」に登録し、指導者やボランティアとして紹介することで、市民の生涯学習活動や学校における教育指導を支援し、お互いの生きがいをづくり、人づくりにつなげていく。 |
| 特 色   | 事務局が仲介することで手続きが円滑となり、依頼者と登録者が共に利用しやすい環境である。また、学校や公民館等の事業において登録者を活用している。                                  |
| 実 績   | 令和 6 年度 登録件数 192 件 依頼件数 25 件   |

## 市民大学

(生涯学習課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成 19 年 5 月  |
| 目 的   | 市民の高度で多様な学習要求に応え、市民の「生きがいをづくり」「自己実現」を応援する。   |
| 特 色   | 現代的課題を中心に、歴史・文学・芸術・パソコン・我がまち川口・科学等の多様な分野にわたり、年間を通し、公民館・リリア等で全市的に実施し、市民の高度で多様な学習要求に応える。 |
| 実 績   | 令和 6 年度 講座数 35 件 延べ参加者数 3,118 人  |

地域学校協働活動推進事業

(生涯学習課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 令和3年4月   |
| 目的    | 幅広い地域住民等の参画を得ながら地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して地域と学校とが連携・協働して行う活動の推進を図る。  |
| 特色    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後子供教室<br/>文化活動やスポーツ、勉強等の様々な体験や異年齢の子どもたちとの交流、地域住民とのふれあいをおし、子どもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりに取り組む。</li> <li>・学校応援団<br/>学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備等について地域住民の参画を得ることにより、学校・家庭・地域が一体となって子どもの育成に取り組む。</li> </ul> |
| 実績    | <p>令和6年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後子供教室<br/>実施学校数 小学校 45校 延べ参加児童数 20,837人</li> <li>・学校応援団<br/>実施学校数 小学校 52校、中学校 26校 延べ活動回数 13,629回</li> </ul>   |

科学館開催事業

(科学館)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成 15 年 5 月 3 日  |
| 目的    | 宇宙その他の科学に対する理解を深め、科学知識の普及や啓発、未来社会に対応した創造性豊かな青少年の育成を図る。   |
| 特色    | <p>科学館は、太陽をメインテーマに置き、科学展示室・プラネタリウム・天文台の 3 つの施設で構成され、宇宙や科学の楽しさを学ぶことのできる参加体験型の施設である。</p> <p>・内容</p> <p>(1) 科学展示事業<br/>身近に起こる現象を科学的な原理を交えながら考える実験ショーやものづくり教室等の講座を数多く開催。また、小中学校・幼稚園・保育所における学習支援やサイエンスショー、ものづくりを実施。なお、近隣の中学・高校と連携し、科学系部活動の発表も行っている。</p> <p>(2) プラネタリウム事業<br/>星空等の生解説と番組の組み合わせにより、天文の知識を深める投影を実施。一般投影・子ども向けキッズアワーのほか、小中学校・幼稚園・保育所等を対象とした学習投影を実施している。その他、七夕等の時季に合わせた特別投影や大人向けの星空リラクゼーション、専門講師を招いての天文講演会等を実施している。</p> <p>(3) 天文台事業<br/>実天の観測として天文台の望遠鏡を使用しての太陽観察や天文台ガイドツアー、夜間観測会、また、小中学校理科における太陽観測授業を実施。その他、その年の特別な天文現象に合わせて、特別観測会を開催。また、太陽望遠鏡で観測した画像をホームページへリアルタイムで配信している。</p> <p>(4) 特別企画展<br/>科学展示室において、常設展示の他に科学に関するテーマを設定し、企画展を年間 3 回開催している。</p> <p>(5) 館外事業<br/>小中学校における理科・生活科の学習支援や商業施設等から依頼を受け、出張教室や講師派遣を実施している。</p> |
| 実績    | <p>令和 6 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入館者数 114,594 人<br/>(内訳 科学展示 79,279 人、プラネタリウム 33,809 人、天文台 1,506 人)</li> <li>・館外事業参加者数 7,578 人</li> </ul>  |

## 市立中学校・高等学校運動部活動指導者派遣事業

(スポーツ課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成 13 年 4 月 1 日   |
| 目的    | 教育に対する理解と専門的な技術指導力を備えた指導者を地域住民から選定し運動部活動の活性化と充実を図る。   |
| 特色    | <ul style="list-style-type: none"><li>・各学校の実情に応じた指導者を配置する。</li><li>・地域住民の指導力を活用する。</li><li>・スポーツの振興に寄与する。</li></ul>   |
| 実績    | 令和 6 年度<br><ul style="list-style-type: none"><li>・中学校 20 校、高等学校 1 校</li><li>・種目 15 種目、指導者 31 人<br/>剣道 4 人、バスケットボール 2 人、野球 2 人、柔道 2 人、ダンス 1 人、卓球 6 人、ソフトテニス 2 人、テニス 1 人、新体操 1 人、バレーボール 3 人、水泳 2 人、ソフトボール 1 人、バドミントン 1 人、陸上 2 人、サッカー 1 人</li><li>・実施回数 合計 857 回</li></ul> |

かわぐち学校サポートプラン事業

(指導課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成17年4月1日   |
| 目的    | 地域の人材や教職をめざす大学生を学習支援員等で小・中学校及び幼稚園において活用し、地域に根ざした教育活動を推進する。  |
| 特色    | 総合的な学習のゲストティーチャーや大学生学習支援員、夏季休業中の水泳指導補助員等を、各学校長の裁量により採用し活用する。  |
| 実績    | 令和6年度<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校 52校      716人      2,442回</li> <li>・中学校 28校      229人      925回</li> <li>・幼稚園 2園      18人      110回</li> </ul> |

高校生海外派遣事業

(指導課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成元年度   |
| 目的    | 高校生をアメリカ・フィンドレー市に派遣し、英語を使って自分の考えや思いを表現する力を養うとともに、現地の人々との交流を通して、現地国の文化・習慣、歴史、自然等に対する理解を深め、グローバル社会に貢献できる人材の育成を図る。           |
| 特色    | 市立高校に通学しているまたは市内在住の高校生を海外に派遣し、課外活動への参加や、川口市についてのプレゼンテーションをする。また、ホームステイを通して現地の文化・習慣等を体験させる。帰国後は、海外研修報告書の作成、報告会への参加等の活動を行う。 |
| 実績    | 令和2～5年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。<br>令和6年度は10人の参加。<br>(男子2人、女子8人)<br>(川口市立高等学校1人、県立・さいたま市立高等学校5人、私立高等学校4人)                   |

## 川口の元気 夢わーく体験事業

(指導課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成 15 年 4 月 1 日   |
| 目的    | 市立中学校の生徒に、地域の様々な社会体験活動や多くの人々とのふれあいを通して、みずみずしい感性や、社会性、自律心を養うとともに、たくましく生きる力を育み、自らの生き方を考え、生涯にわたり豊かな自己実現を図ることのできる能力や態度を身に付けさせる。   |
| 特色    | 市立中学校で中学 1 年生（又は 2 年生）を対象に、1 日 6 時間程度 3 日間連続して、学区内及び近隣地区内の事業所・施設等において、職場体験活動並びに福祉体験活動を行う。   |
| 実績    | <ul style="list-style-type: none"> <li>働くことの厳しさと喜びにふれ、社会における親（大人）の責任の重さを体験することができ、地域の一員としての自覚がもて、社会性や自律心を養うことができた。</li> <li>学校では体験できないことを経験し、今後の中学校生活を意識的・意欲的に過ごすことができ、具体的な将来の夢や進路について考える契機となった。</li> <li>地域の中で様々な社会体験活動や人々とのふれあいを通して、学校地域・家庭が連携して次代を担う子どもを育てることができた。</li> <li>ご協力いただいた事業所を「川口の元気 夢わーく体験事業協力事業所」として「かわぐち案内マップ」に掲載した。</li> </ul> |

## 文化交流使節団派遣事業

(指導課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成 17 年 4 月  |
| 目的    | 宮崎県宮崎市の児童との交流を通して、互いの地域の歴史や文化等に対する認識を深め合うとともに、郷土愛を育み、将来を担う人材の育成を図ることを目的とする。  |
| 特色    | 江戸時代の儒学者、安井息軒が戊辰戦争の混乱を避けて領家地区に居住していたことに着目し、出身地である宮崎県宮崎市の使節団を受け入れ、互いの地域の歴史や文化について交流を図りながら深め合う。  |
| 実績    | 令和 2～4 年度は、東京五輪開催及び新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、日程等を宮崎市と協議の上、中止とした。令和 5 年度からは、宮崎市の使節団を川口市に受け入れ、安井息軒ゆかりの史跡等の見学及び交流活動を通して、親睦を深めるとともに、互いの地域の歴史や文化に対する認識を深め合うことができた。 |

学校ファーム推進事業

(指導課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成 21 年 4 月  |
| 目的    | 学校を単位に、遊休農地や学校農園等を活用して、児童生徒が、米、野菜など自ら育て収穫し、食べることを通して、生命や環境、食物などに対する理解を深めるとともに、情操を養い生きる力を身に付ける。   |
| 特色    | 市内小・中学校から 10 校を今年度の委嘱校として指定し、以下の活動を学校の実情に応じて行う。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・学校外農園又は学校内農園における農業体験活動</li> <li>・農業者又は農業団体（JA 等）と連携した農業体験活動</li> <li>・児童生徒の情操を豊かにする活動</li> <li>・市内各学校への啓発活動（取組内容のリーフレット配布）</li> </ul> |
| 実績    | 令和 6 年度は、小学校 7 校、中学校 3 校を学校ファーム推進事業の委嘱校に指定した。各校とも家庭・地域と連携しながら学校の実情に応じた取組を展開した。さらにリーフレットに活動内容をまとめ配布することで、市内の学校に農業体験活動の意識向上を図ることができた。  |

#### (4) 建設消防（都市計画部、都市整備部、上下水道局）

##### 景観まちづくり発信事業

（都市計画課）

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成 19 年 4 月 1 日   |
| 目的    | 景観・デザインやまちづくり活動の新たな魅力を発掘・情報発信することにより、市民等に新たな気づきをもたらし、更なる川口の魅力を生かしたまちづくり活動等の推進を図る。 |
| 特色    | 景観・デザインやまちづくり活動の新たな魅力を蓄積・マップ化し、市民等に対し情報発信する。                                      |
| 実績    | 令和 6 年度は、ホームページを更新し、32 件の事例を公開。   |

##### 川口駅周辺まちづくりビジョン

（都市計画課、都市交通対策室、再開発課）

|       |  |
|-------|--|
| 策定年月日 | 令和 4 年 3 月 31 日  |
| 目的    | 川口駅周辺は、人口流入や新型コロナウイルス感染症拡大等の社会情勢の変化に伴い、鉄道輸送力の不足や新たな都市機能の必要性など、様々な課題を抱えていることから、学識者や関係主体による検討会を立ち上げ、川口駅周辺のまちづくりに係る新たなビジョンを策定した。                                |
| 特色    | 川口駅周辺地区の目指す街の方向性を『住みやすいまち』を超えて、働き、憩い、文化・芸術に親しめるまちとして発展することで、『住み続けたいまち』『さらなる選ばれるまち』へと定め、交通拠点のリニューアルや多目的文化芸術拠点の整備など、緊急度や効果が高いプロジェクトを 5 つ設定し、実現に向けて優先的に取り組んでいく。 |
| 実績    | サン・ショッピングパーク（川口銀座商店街）の沿道において、ベンチ等の設置による社会実験を実施。  |

##### 住宅リフォーム補助金

（住宅政策課）

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成 12 年 4 月  |
| 目的    | 市内施工業者を利用して、市内の住宅のリフォーム工事を行った際に、その経費の一部を補助することにより、住宅の質の向上、市内の景気活性化を図る。           |
| 特色    | 市内に本社を有する事業者が行う 20 万円（税込）以上のリフォーム工事について、リフォーム工事費（税込）の 5% に相当する金額を補助する（最大 10 万円）。 |
| 実績    | 令和 6 年度 812 件 補助金額 64,094,000 円  |

## 空家除却補助金

(住宅政策課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成 30 年 5 月   |
| 目的    | 売却が困難で、近隣に悪影響を与えている空き家に対し、解体、除却の支援をすることで、空き家対策の推進を図る。   |
| 特色    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建替えに必要な接道が無いまま老朽化するなど、売却が困難な空き家に対し、一定要件を満たす場合に解体、除却の費用を補助する。</li> <li>・条件により工事費のうち 4/5 に相当する額又は 1 m<sup>2</sup>あたり 2 万円のいずれか低い方の額（上限 100 万円）<br/>又は工事費のうち 23/100 に相当する額（上限 50 万円）。</li> </ul> |
| 実績    | 令和 6 年度 1 件 補助金額 645,000 円  |

## 川口市ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例

(開発審査課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成 29 年 1 月 1 日   |
| 目的    | 近年、ワンルームマンション等が増加し隣接住民と廃棄物などの管理に関するトラブルが多発している状況を踏まえ、ワンルームマンション等における建築・管理についての事項を定め、良好な生活環境と近隣関係の形成を目指す。                                    |
| 特色    | 1 戸の床面積が 40 m <sup>2</sup> 未満の住戸が 15 戸以上ある共同住宅又は長屋の建築計画については、管理計画及び駐輪施設・廃棄物保管方法・宅配ボックスの設置・管理人室等の設置に関する事前協議、標識の設置、隣接住民等への説明など条例に基づく手続が必要となる。 |
| 実績    | 令和 6 年度 24 件（事前協議受付件数）  |

## 川口市資材置場の設置等の規制に関する条例

(開発審査課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 令和 4 年 7 月 1 日  |
| 目的    | 資材置場の設置等に関し、必要な規制を行うことにより、不適切な資材置場の設置等を防止することで、それに起因する危険の発生及び生活環境の悪化の防止を図る。                     |
| 特色    | 市内の資材置場の設置等に対する基準（接道、堆積の高さ、囲い設置及び視認性確保等の措置）を設け、許可制とし、また無許可で資材置場の設置等を行った者に対する勧告、命令及び罰則の規定を設けている。 |
| 実績    | 令和 6 年度 1 件（許可件数）   |

既存建築物耐震診断補助金

(建築安全課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成 12 年 7 月 1 日  |
| 目的    | 既存建築物の耐震診断を促進し、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を図る。   |
| 特色    | <p>昭和 56 年 5 月 31 日(木造在来軸組構法 2 階建て住宅は平成 12 年 5 月 31 日)以前に工事に着手し、建築された住宅(共同住宅等を含む)の所有者並びにマンションの管理組合に対し、耐震診断費用の一部(戸建て住宅は診断費用の 2/3(6 万 5 千円を限度)、共同住宅等は診断費用(床面積による限度額あり)の 2/3(1 戸当たり 5 万円及び限度額 150 万円))を補助する。</p> <p>また、住宅以外の下記建築物に対して、一定の要件を満たす場合にも、補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震化促進建築物(国道 122 号)については、その費用に要した額の 5/6 の補助。</li> <li>・緊急輸送道路閉塞建築物については、その費用に要した額の 2/3 の補助(限度額 300 万円)。</li> <li>・多数の者が利用する建築物については、その費用に要した額の 2/3 の補助(限度額 150 万円)。</li> </ul> |
| 実績    | 令和 6 年度 20 件 補助金額 4,170,000 円  |

既存建築物耐震改修補助金

(建築安全課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成 19 年 4 月 1 日  |
| 目的    | 既存建築物の耐震改修を促進し、大規模地震発生時における建築物の倒壊等による災害を防止し、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を図る。  |
| 特色    | <p>昭和 56 年 5 月 31 日(木造在来軸組構法 2 階建て住宅は平成 12 年 5 月 31 日)以前に工事を着手し、建築された、耐震診断の結果が一定の基準に満たない住宅(共同住宅等を含む)の所有者並びにマンションの管理組合に対し、耐震改修費用(床面積による限度額あり)の一部(戸建て住宅は改修費用の 23%(限度額 60 万円)共同住宅等は改修費用の 23%(1 戸あたり 45 万円及び限度額 450 万円))を補助する。</p> <p>また、要緊急安全確認大規模建築物については、1,300 万円を限度とし耐震改修等工事費の 23%(耐震改修等設計は 2/3)以内の額を補助し、耐震化促進建築物(国道 122 号)については、耐震改修等工事費の 2/3(耐震改修等設計は 2/3)以内の額を補助する。</p> |
| 実績    | 令和 6 年度 7 件 補助金額 2,776,000 円   |

民間建築物アスベスト対策補助金

(建築安全課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成 22 年 4 月 1 日   |
| 目的    | 民間建築物の壁、柱、天井等に吹付けられたアスベストの飛散による市民への健康被害を未然に防止し、安全で安心して暮らせる住環境の整備を図る。  |
| 特色    | アスベスト含有吹付け建材の除去等（除去、封じ込め、囲い込みなどの改修及び建築物の除却）を行う建物所有者等に対し、その費用の一部を補助するものである。<br>アスベストの除去等については、その費用に要した額の 2/3（限度額 300 万円）の補助。 |
| 実績    | 令和 6 年度 除去等事業 1 件 補助金額 3,000,000 円  |

既存ブロック塀等安全対策補助金

(建築安全課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成 31 年 1 月 1 日   |
| 目的    | 通学途中の児童生徒を倒壊するおそれのある既存ブロック塀等から守るため、通学路に面する既存ブロック塀等の所有者等に維持保全を推進することを目的とする。  |
| 特色    | 市内各学校の通学路に面する既存ブロック塀等の撤去及び軽量フェンス等の設置に係る費用の一部を補助する。<br>補助金額<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・既存ブロック塀等の撤去工事<br/>次のいずれかの少ない額。ただし、12,000 円/m<sup>2</sup>（基礎を含んだ全撤去）を上限とする。（部分撤去は 10,000 円/m<sup>2</sup>）<br/> (1) 工事費用の 2/3<br/> (2) 30 万円<br/> ※住民税非課税世帯は(1)を除く。</li> <li>・軽量フェンス等の設置工事<br/>次のいずれかの少ない額。ただし、28,000 円/m（基礎を含んだ設置）を上限とする。（既存基礎等からの設置は 17,000 円/m）<br/> (1) 工事費用の 2/3<br/> (2) 20 万円</li> </ul> |
| 実績    | 令和 6 年度 17 件 補助金額 4,404,000 円   |

生け垣設置及び屋上緑化等奨励補助制度

(みどり課)

|       |  |      |                  |                  |     |
|-------|--|------|------------------|------------------|-----|
| 開始年月日 | 昭和 57 年 4 月 1 日 (生け垣設置)<br>平成 17 年 4 月 1 日 (屋上緑化)<br>平成 29 年 4 月 1 日 (植込地設置)   |      |                  |                  |     |
| 目的    | まちの中の緑は身近な自然であり、美しいまちの景観を形成するのに不可欠なものである。また近年深刻化しているヒートアイランド現象の緩和や災害の予防にも役立つものである。そこで、このようなまちの緑を増やしていくことを目的として補助金の交付を行う。 |      |                  |                  |     |
| 特色    | 設置する生け垣・植込地は、道路に面し、かつ、その延長が合計で 2m 以上であること。また、屋上緑化は屋上に固定基礎基盤を使用して緑化し、その面積が 3 m <sup>2</sup> 以上で、樹木又は芝・地被類・多年草を植栽すること。     |      |                  |                  |     |
| 実績    | 令和 6 年度  |      |                  |                  |     |
|       |  | 補助件数 | 延長               | 面積               | 補助額 |
|       | 生け垣設置  | 0 件  | 0m               | —                | 0 円 |
|       | 植込地設置  | 0 件  | —                | 0 m <sup>2</sup> | 0 円 |
| 屋上緑化  | 0 件  | —    | 0 m <sup>2</sup> | 0 円              |     |

緑のまちづくり地域緑化事業補助金

(みどり課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成 11 年 5 月 1 日  |
| 目 的   | 「緑のまちづくり市民運動」の一環として、地域の緑化活動を助成することにより、緑あふれる美しいまちづくりを推進する。                  |
| 特 色   | 地域の緑化活動を自主的に行う団体に、緑化手法、デザイン等を含め自由に緑化に取り組んでもらうため、草花、プランターなどの緑化資器材購入費用を補助する。 |
| 実 績   | 令和 6 年度 7 件 補助金額 1,772,981 円   |

保存樹木等維持管理経費補助制度

(みどり課)

|       |   |
|-------|---|
| 開始年月日 | 平成 28 年 4 月 1 日   |
| 目 的   | 保存樹木等に指定された貴重な緑を将来にわたって保存するため、維持・管理の経費の一部を補助する。                             |
| 特 色   | 保存樹木等に指定された所有者に対して、樹木の剪定に要する経費の 2 分の 1 以内の額で、限度額を 30 万円（緑地）10 万円（樹木）とし補助する。 |
| 実 績   | 令和 6 年度<br>11 件（内訳）保全緑地 5 件、保存樹木 6 件<br>補助金額 2,043,300 円                    |

アクアプラン川口 21～第 3 次川口市水道ビジョン～（令和 7 年 3 月改訂）

（上下水道総務課）

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成 31 年 4 月 1 日（第 3 期 令和 7 年 4 月 1 日～）   |
| 目的    | 人口減少社会の到来や生活様式の変化に伴う給水収益の減少、水道施設の老朽化など様々な課題に対応するため、川口市水道事業の基本理念と新たな将来目標を示した中長期経営計画として策定した。   |
| 特色    | <p>本計画は、川口市水道事業の目指すべき方向性を示した基本計画であるとともに、国の「新水道ビジョン」を踏まえた中長期経営計画に位置づけられる。また、総務省が全公営企業に対し策定を要請している「経営戦略」を包含する。本計画においては、「安全・安心と真心を いつでもお客様のもとへ」を基本理念とし、3つの基本方針（目指すべき方向性）「安全」、「強靱」、「持続」の下に、6つの基本政策を定め、具体的事業を推進していく。</p> <p>なお、令和 6 年度に計画期間の第 2 期（令和 4 年度～令和 6 年度）が終了したことから、これまでの事業の進捗状況や水需要の動向、社会情勢の変化等を踏まえ、必要な見直しを行った。</p>  |
| 実績    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業評価の実施・公表<br/>アクアプランの実効性を高めるため、以下のとおり期間ごとに事業評価を実施し、市民に公表した。<br/>             (1) 「事前評価」 単年度の達成目標を年度当初に具体的に示すもの<br/>             (2) 「中間評価」 年度の中間までの進捗状況を表すもの<br/>             (3) 「終了時評価」 年度の終了時までの達成状況を表すもの</li> <li>・老朽配水管対策<br/>高級铸铁管等の老朽管を積極的に更新し、（公社）日本水道協会水道事業ガイドライン指標に基づく令和 6 年度末時点の基幹管路の耐震管率（※1）は 85.80%に、また管路全体の耐震管率（※2）は 28.68%となった。<br/>             (※1) 導・送水管及び給水管を分岐しない配水管のうち離脱防止機構継手付ダクタイル铸铁管、溶接継手の鋼管の割合<br/>             (※2) 給水管を除く全ての管路のうち離脱防止機構継手付ダクタイル铸铁管、溶接継手の鋼管の割合</li> </ul> |

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成 31 年 4 月 1 日  |
| 目的    | 人口減少社会の到来や節水機器の普及による下水道使用料の減少、地震や集中豪雨などの自然災害への対応、さらには、下水道施設の老朽化に伴う更新費用の増大などが今後想定されることから、財政収支などの経営状況を含め中長期的な視点に基づき、計画的に下水道事業を推進することで、市民に対し、良好な下水道サービスを持続的に提供することを目的として策定した。   |
| 特色    | 本計画は、本市下水道事業の将来の方向性を示す基本計画であり、本市下水道事業における最上位計画に位置づけられる。本計画においては、「安全で快適なくらしを未来へつなぐ 川口の下水道」を理念とし、「快適な生活環境の実現」、「安全・安心なくらしの実現」、「下水道施設の適切な管理」、「下水道事業の経営の健全化」の 4 つの実施方針に基づき、施策を推進する。   |
| 実績    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業評価の実施・公表<br/>川口市下水道ビジョンの実効性を高めるため、以下のとおり期間ごとに事業評価を実施し、市民に公表した。<br/>(1) 「事前評価」 単年度の達成目標を年度当初に具体的に示すもの<br/>(2) 「中間評価」 年度の中間までの進捗状況を表すもの<br/>(3) 「終了時評価」 年度の終了時までの達成状況を表すもの</li> <li>・ 公共下水道普及率<br/>計画的に下水道を整備し、令和 6 年度末時点の下水道処理人口普及率(※1) は 89.14% となった。</li> </ul> <p>(※1) 行政区域内の総人口に占める下水道を利用できる区域内の人口比率</p> |

水洗便所改造資金補助金

(下水道維持課)

|       |  |
|-------|--|
| 開始年月日 | 平成 30 年 4 月  |
| 目 的   | 既設の便所を水洗式に改造し下水道へ接続する工事を行う者に対し、補助金を交付することにより、下水道への接続及び水洗化の促進を図り、もって住居環境の向上を図る。   |
| 特 色   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象<br/>既設の便所を水洗式に改造し公共下水道へ接続する工事を行う者に対し、工事費の一部を市が補助する。<br/>公共下水道の供用開始日から、市で定める期日までの工事完了と申請が必要である。</li> <li>・補助金             <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市内業者に依頼した場合、3 万円（上限）</li> <li>2 市外業者に依頼した場合、1 万円（上限）</li> </ol> </li> </ul> |
| 実 績   | <p>令和 6 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請 242 件（市内業者 90 件、市外業者 152 件）</li> <li>・助成金額 4, 220, 000 円</li> </ul>  |

M E M O

# 5 議 会

(令和8年2月24日現在)

## (1) 議会の構成

|                 |           |           |           |           |      |     |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------|-----|
| <b>① 議員数</b>    |           |           |           |           |      |     |
| 定 数             |           |           | 現 員 数     |           |      |     |
| 42 人            |           |           | 42 人      |           |      |     |
| <b>② 会派別議員数</b> |           |           |           |           |      |     |
| 自民党             | 公明党       | 共産党       | 川口<br>青嵐会 | 川口<br>新風会 | 川口維新 | 無所属 |
| 19 人            | 10 人      | 4 人       | 4 人       | 2 人       | 2 人  | 1 人 |
| <b>③ 年齢別内訳</b>  |           |           |           |           |      |     |
| 25～30 歳未満       | 30～40 歳未満 | 40～50 歳未満 | 50～60 歳未満 | 60 歳以上    |      |     |
| 1 人             | 5 人       | 8 人       | 11 人      | 17 人      |      |     |
| <b>④ 期 別</b>    |           |           |           |           |      |     |
| 1 期             | 2 期       | 3 期       | 4 期       | 5 期       | 6 期  |     |
| 12 人            | 3 人       | 8 人       | 4 人       | 9 人       | 6 人  |     |

## (2) 議会の運営

### ① 常任委員会

| 名 称    | 定数   | 任期  | 所 管 事 項   |
|--------|------|-----|---|
| 総 務    | 11 人 | 2 年 | 市長室、企画財政部、総務部、危機管理部、理財部、市民生活部、会計課、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に関する事項、並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 |
| 福祉保健   | 11 人 | 2 年 | 福祉部、子ども部、保健部及び医療センターの所管に関する事項   |
| 環境経済文教 | 10 人 | 2 年 | 環境部、経済部、農業委員会及び教育委員会の所管に関する事項   |
| 建設消防   | 10 人 | 2 年 | 建設部、都市計画部、都市整備部、上下水道局及び消防局の所管に関する事項   |

### ② 議会運営委員会

| 選 出 方 法             | 定数   | 任期  | 構 成 |     |       |     |
|---------------------|------|-----|-----|-----|-------|-----|
| 会派（3人以上）の所属議員の比率による | 13 人 | 2 年 | 自民党 | 7 人 | 公明党   | 3 人 |
|                     |      |     | 共産党 | 1 人 | 川口青嵐会 | 2 人 |

### ③ 特別委員会

| 名 称               | 設置年月日     | 委員数 | 構 成  |
|-------------------|-----------|-----|--|
| 都市基盤整備・危機管理対策     | 令和5年6月29日 | 10人 | 自民党 5人 公明党 2人<br>共産党 1人 川口青嵐会 1人<br>無所属 1人           |
| 地域活性化・生活環境向上      | 令和5年6月29日 | 11人 | 自民党 5人 公明党 2人<br>共産党 1人 川口青嵐会 1人<br>川口新風会 1人 川口維新 1人 |
| 保健医療・子ども家庭支援等福祉対策 | 令和5年6月29日 | 11人 | 自民党 5人 公明党 3人<br>共産党 1人 川口青嵐会 1人<br>川口新風会 1人         |
| 未来創造・教育力向上        | 令和5年6月29日 | 10人 | 自民党 4人 公明党 3人<br>共産党 1人 川口青嵐会 1人<br>川口維新 1人          |

### (3) 議会の運用

#### ① 発 言

| 回数 | 時間  | 人 数     | 順 序                     | 通 告 時 間            |
|----|-----|---------|-------------------------|--------------------|
| 3回 | 45分 | 議席数の1/2 | 多数会派より順次<br>同数会派は会期毎に交代 | 質問日(初日)4日前の午前10時まで |

※ただし、当初予算を審議する議会に限り、各会派1人は60分以内、その他は40分以内とし、交渉会派に属しない議員は45分以内とする。

#### ② 一般質問の方法

| 日数 | 質問者数    | 開 始 時 間                 |
|----|---------|-------------------------|
| 5日 | 1日あたり3人 | 1人目 10時 2人目 13時 3人目 15時 |

#### ③ 委 員 会

| 傍 聴       | 出席理事者 |
|-----------|-------|
| 公開制(3人まで) | 課長職以上 |

#### ④ 予算・決算の審査方法

| 予 算       | 決 算          |
|-----------|--------------|
| 各常任委員会で審査 | 決算審査特別委員会で審査 |

(4) 特別職報酬

| 職 名   | 報 酬 月 額     | 備 考               |
|-------|-------------|-------------------|
| 議 長   | 748,000 円   | 令和元年 10 月 1 日改定   |
| 副 議 長 | 684,000 円   | 〃                 |
| 議 員   | 641,000 円   | 〃                 |
| 市 長   | 1,146,000 円 | 平成 7 年 12 月 1 日改定 |
| 副 市 長 | 942,000 円   | 〃                 |

M E M O

## 6 財 政

### (1) 令和5年度決算状況

|         |              |          |      |
|---------|--------------|----------|------|
| 財政力指数   | 0.932        | 実質赤字比率   | — %  |
| 経常収支比率  | 98.5(99.6) % | 連結実質赤字比率 | — %  |
| 実質公債費比率 | 2.6%         | 将来負担比率   | 9.3% |

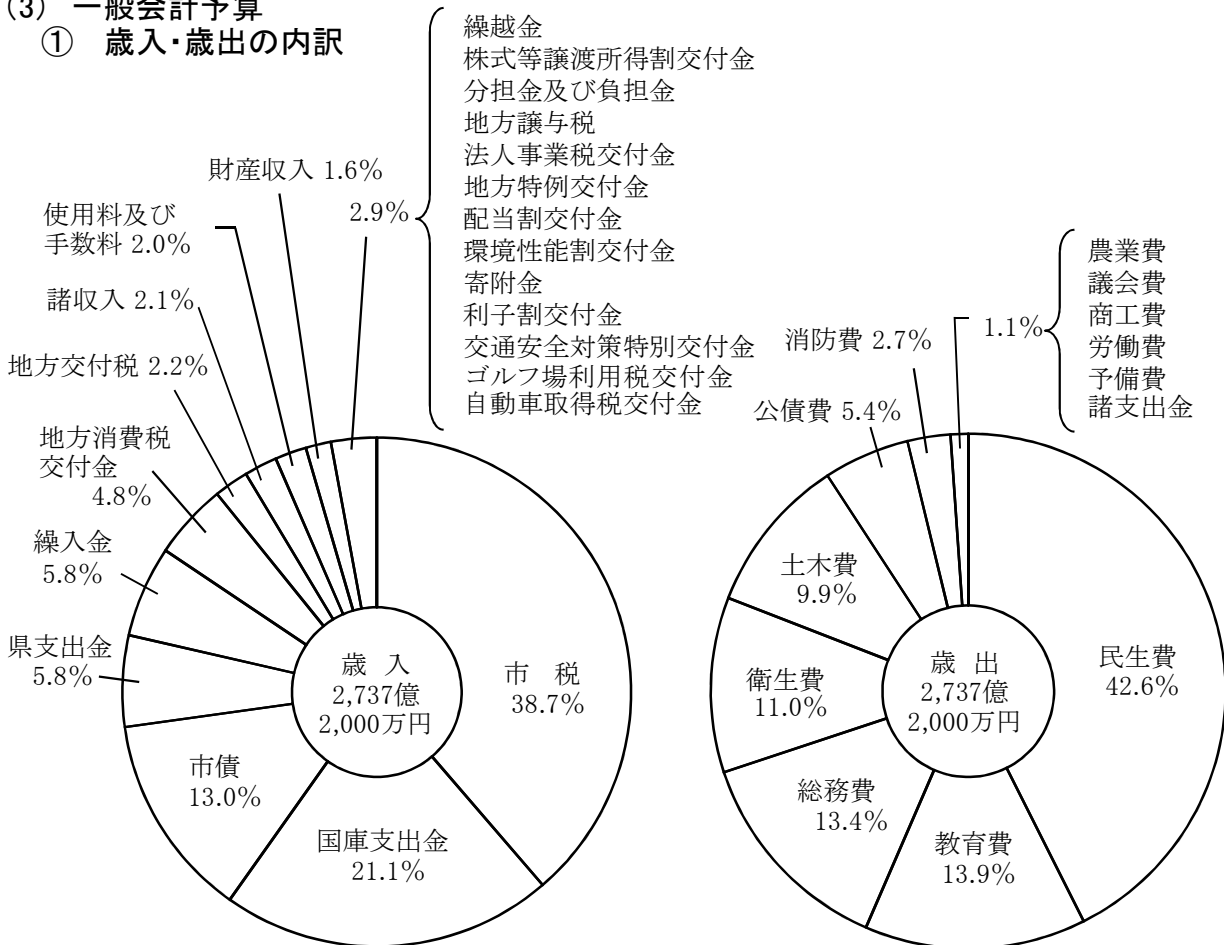
注) 経常収支比率( )内は、臨時財政対策債を經常一般財源等に加えない数値。

### (2) 令和7年度当初予算

| 総予算  | 482,984,700千円 | ⇒             |   |    |     |     |     |      |   |               |       |      |      |               |       |      |     |              |       |
|------|---------------|---------------|---|----|-----|-----|-----|------|---|---------------|-------|------|------|---------------|-------|------|-----|--------------|-------|
|      |               |               | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種別</th> <th style="width: 15%;">会計数</th> <th style="width: 30%;">予算額</th> <th style="width: 20%;">構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般会計</td> <td>—</td> <td>273,720,000千円</td> <td>56.7%</td> </tr> <tr> <td>特別会計</td> <td>10会計</td> <td>145,469,700千円</td> <td>30.1%</td> </tr> <tr> <td>企業会計</td> <td>3会計</td> <td>63,795,000千円</td> <td>13.2%</td> </tr> </tbody> </table> | 種別 | 会計数 | 予算額 | 構成比 | 一般会計 | — | 273,720,000千円 | 56.7% | 特別会計 | 10会計 | 145,469,700千円 | 30.1% | 企業会計 | 3会計 | 63,795,000千円 | 13.2% |
| 種別   | 会計数           | 予算額           | 構成比   |    |     |     |     |      |   |               |       |      |      |               |       |      |     |              |       |
| 一般会計 | —             | 273,720,000千円 | 56.7%   |    |     |     |     |      |   |               |       |      |      |               |       |      |     |              |       |
| 特別会計 | 10会計          | 145,469,700千円 | 30.1%   |    |     |     |     |      |   |               |       |      |      |               |       |      |     |              |       |
| 企業会計 | 3会計           | 63,795,000千円  | 13.2%   |    |     |     |     |      |   |               |       |      |      |               |       |      |     |              |       |

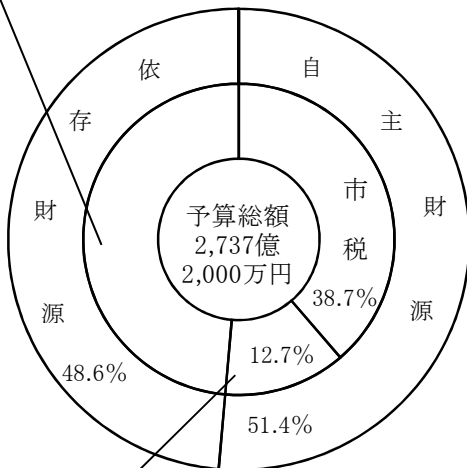
### (3) 一般会計予算

#### ① 歳入・歳出の内訳

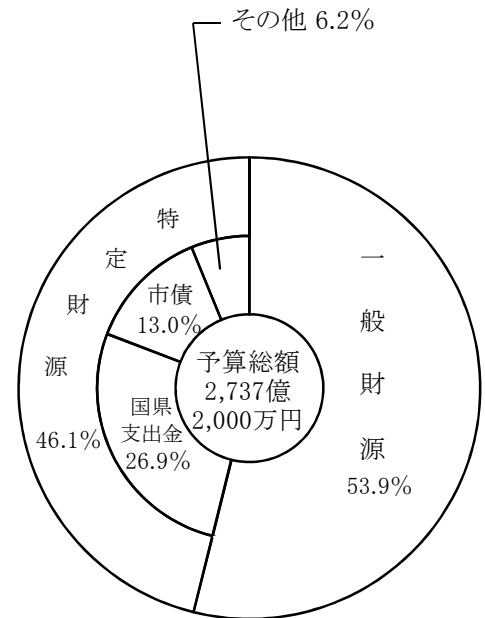


## ② 財源別内訳

|             |        |
|-------------|--------|
| 国庫支出金       | 21.1 % |
| 市債          | 13.0 % |
| 県支出金        | 5.8 %  |
| 地方消費税交付金    | 4.8 %  |
| 地方交付税       | 2.2 %  |
| 株式等譲渡所得割交付金 | 0.4 %  |
| 地方譲与税       | 0.4 %  |
| 法人事業税交付金    | 0.3 %  |
| 地方特例交付金     | 0.3 %  |
| 配当割交付金      | 0.2 %  |
| 環境性能割交付金    | 0.1 %  |
| 利子割交付金      |        |
| 交通安全対策特別交付金 |        |
| ゴルフ場利用税交付金  |        |
| 自動車取得税交付金   |        |

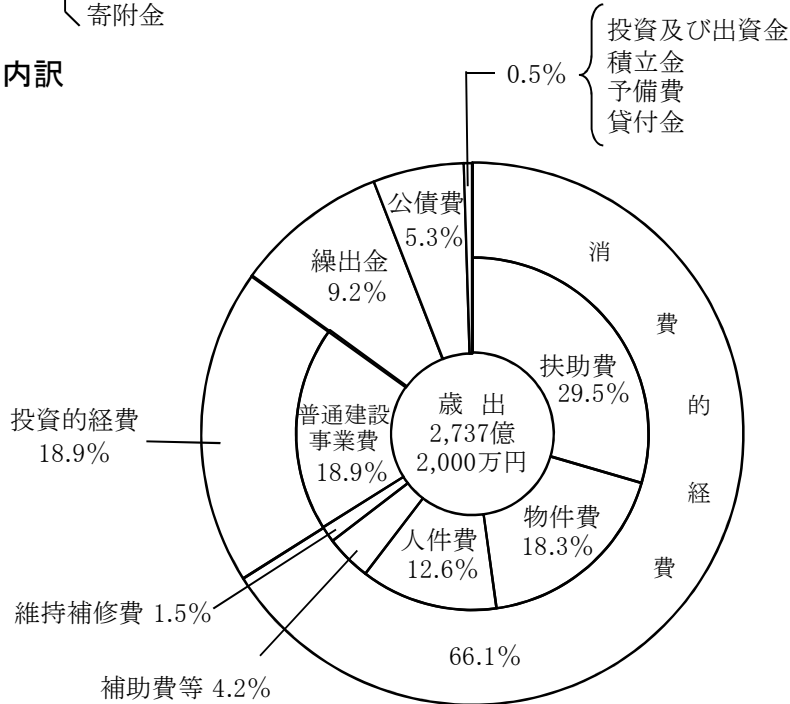


|          |       |
|----------|-------|
| 繰入金      | 5.8 % |
| 諸収入      | 2.0 % |
| 使用料及び手数料 | 2.0 % |
| 財産収入     | 1.6 % |
| 繰越金      | 0.9 % |
| 分担金及び負担金 | 0.4 % |
| 寄附金      |       |



注) 市債のうち、臨時財政対策債は一般財源に計上

## ③ 性質別内訳



M E M O

## 資 料 編 (行政諸統計)

### 社 会 福 祉

| 項 目  | 現 況                | 備 考                                      |
|--|--------------------|--|
| 保育所数 (私立)  | 133 か所(92 か所)      | R7. 4. 1 現在<br>(私立の施設数は分園 2 施設を<br>含まない) |
| 〃 認可定員数 (私立)   | 10,781 人(6,380 人)  | R7. 4. 1 現在                              |
| 〃 入所児童数 (私立)   | 9,806 人(6,068 人)   | 〃  |
| 地域型保育事業所数  | 60 か所              | 〃  |
| 〃 認可定員数  | 1,075 人            | 〃  |
| 〃 入所児童数  | 911 人              | 〃  |
| 認定こども園数  | 8 か所               | 〃  |
| 〃 認可定員数 (うち保育部分)                                       | 2,230 人(685 人)     | 〃  |
| 〃 入所児童数 (うち保育部分)                                       | 1,733 人(645 人)     | 〃  |
| 老人福祉センター   | 10 センター            | 〃  |
| 老人デイサービスセンター (川口市社会福<br>社事業団委託)                        | 6 センター             | 〃  |
| 65 歳以上人口   | 139,113 人          | 〃  |
| 生活保護者数 (世帯)  | 11,719 人(9,517 世帯) | 〃  |
| 生活保護率 ( $\frac{\text{被生活保護者}}{\text{人口}} \times 100$ ) | 1.93 %             | 〃  |

### 生 活 環 境

| 項 目               | 現 況                  | 備 考                           |
|-------------------|----------------------|-------------------------------|
| 消防署及び分署           | 1 消防局 3 署 10 分署      | R7. 4. 1 現在                   |
| 火災発生件数            | 131 件                | R6 年中                         |
| 救急出場件数            | 37,471 件             | 〃                             |
| 救助出場件数            | 421 件                | 〃                             |
| 公害苦情受理件数          | 135 件                | R6 年度                         |
| 公害苦情処理件数          | 132 件                | 〃 (前年度からの繰越分を含<br>み未解決分は含まない) |
| 医療センター病床数         | 510 床                | R6 年度                         |
| 入院患者数 (1 日平均)     | 142,022 人(389.1 人)   | 〃                             |
| 外来患者数 (1 日平均)     | 275,936 人(1,022.0 人) | 〃 (安行診療所を含む)                  |
| 国民健康保険加入世帯数       | 77,113 世帯            | R7. 4. 1 現在                   |
| 加入率               | 24.99 %              | 〃                             |
| 年間ごみ排出量           | 163,498 t            | R6 年度                         |
| 年間生活系ごみ排出量        | 123,034 t            | 〃                             |
| 年間事業系ごみ排出量        | 40,463 t             | 〃                             |
| 1 日あたりのごみ排出量      | 448 t                | 〃                             |
| 1 日 1 人あたりのごみ排出量  | 737 g                | 〃                             |
| 1 日 1 世帯あたりのごみ排出量 | 1,451 g              | 〃                             |
| 焼却処理施設焼却量         | 123,343 t            | 〃                             |

|                |           |       |
|----------------|-----------|-------|
| びん収集量          | 3,142 t   | R6 年度 |
| 飲料かん収集量        | 1,253 t   | 〃     |
| 金属類収集量         | 1,196 t   | 〃     |
| ペットボトル収集量      | 2,498 t   | 〃     |
| 繊維類収集量         | 2,001 t   | 〃     |
| 紙類収集量          | 5,899 t   | 〃     |
| プラスチック製容器包装収集量 | 3,346 t   | 〃     |
| 集団資源回収量        | 9,158 t   | 〃     |
| し尿汲取世帯数        | 770 世帯    | 〃     |
| し尿汲取総量         | 2,493 kℓ  | 〃     |
| 浄化槽汚泥汲取世帯数     | 45,153 世帯 | 〃     |
| 浄化槽汚泥汲取総量      | 31,382 kℓ | 〃     |

## 教 育 と 文 化

| 項 目            | 現 況            | 備 考         |
|----------------|----------------|-------------|
| 市立幼稚園数（私立）     | 2 園(32 園)      | R7. 5. 1 現在 |
| 市立幼稚園児数（私立）    | 83 人(4,484 人)  | 〃           |
| 小学校数           | 52 校           | 〃           |
| 小学校児童数         | 28,149 人       | 〃           |
| 小学校特別支援学級設置校数  | 39 校           | 〃           |
| 小学校体育館設置校数     | 52 校           | 〃           |
| 小学校プール設置校数     | 52 校           | 〃           |
| 中学校数           | 27 校(+分枝 1 校)  | 〃           |
| 中学校生徒数         | 13,622 人       | 〃           |
| 中学校特別支援学級設置校数  | 18 校           | 〃           |
| 中学校体育館設置校数     | 27 校           | 〃           |
| 中学校プール設置校数     | 27 校           | 〃           |
| 市立高等学校（県立）     | 1 校（6 校）       | 〃           |
| 給食取扱小学校数（食数）   | 52 校（30,130 食） | 〃           |
| 給食取扱中学校数（食数）   | 26 校（14,241 食） | 〃           |
| 放課後児童クラブ数（児童数） | 52 か所（6,277 人） | 〃           |
| スポーツ施設の設置数     | 10 施設          | R7. 4. 1 現在 |
| 体育館の設置数        | 1 館            | R7. 6 未で廃止  |
| 公民館の設置数        | 33 館           | R7. 4. 1 現在 |
| 専門施設の設置数       | 3 館            | 〃           |
| 文化財施設の設置数      | 3 館            | 〃           |
| 科学館の設置数        | 1 館            | 〃           |
| 図書館の設置数        | 7 館（分室 1 含）    | 〃           |
| 図書蔵書数          | 1,352,850 冊    | 〃           |

## 産 業

| 項 目               | 現 況                    | 備 考              |
|-------------------|------------------------|------------------|
| 第1次産業就業者数（就業者比率）  | 1,611人（0.6%）           | R 2. 10. 1 現在 1) |
| 第2次産業就業者数（就業者比率）  | 62,117人(23.0%)         | 〃                |
| 第3次産業就業者数（就業者比率）  | 206,252人(76.4%)        | 〃                |
| 製造品出荷額等（製造事業所数）   | 46,573,988万円(1,139か所)  | R 3. 6. 1 現在 2)  |
| 年間商品販売額（卸・小売事業所数） | 101,568,000万円(2,924か所) | 〃                |

1) R2年国調・分類不能を除く 2) R3年経済センサス活動調査

## 住 宅・環 境

| 項 目           | 現 況                      | 備 考            |
|---------------|--------------------------|----------------|
| 市営住宅戸数        | 2,547戸                   | R7. 4. 1 現在    |
| 国・県・市道延長（路線数） | 1,322,682 m(6,706路線)     | R7. 4. 1 現在 1) |
| 市道延長（路線数）     | 1,232,350 m(6,685路線)     | R7. 4. 1 現在    |
| 市道舗装延長        | 1,154,441 m              | 〃              |
| 市道舗装率         | 93.7%                    | 〃              |
| 橋りょう          | 586か所                    | 〃              |
| 自動車専用道路（路線数）  | 約17,900 m(3路線)           | R7. 4. 1 現在 1) |
| 公園緑地数         | 462か所                    | R7. 4. 1 現在    |
| 公園緑地面積        | 2,129,751 m <sup>2</sup> | 〃              |
| 1人当りの公園緑地面積   | 3.50 m <sup>2</sup>      | 〃              |
| 1級河川数（市内の延長）  | 12河川(約44.7km)            | 〃              |
| 準用河川数（市内の延長）  | 4河川(約8.3km)              | 〃              |
| 普通河川数（市内の延長）  | 約420河川(約200km)           | 〃              |

1) 延長(路線数)のうち、国道・県道・首都高速道路はR5.4.1現在

## 都 市 基 盤

| 項 目                                   | 現 況                    | 備 考   |
|---------------------------------------|------------------------|-------|
| 上水道給水人口                               | 607,940人               | R6年度末 |
| 上水道普及率                                | 99.99%                 | 〃     |
| 1日最大配水量                               | 183,291 m <sup>3</sup> | R6年度  |
| 有収率                                   | 89.50%                 | R6年度末 |
| 供給単価(1m <sup>3</sup> 当り 消費税及び地方消費税抜き) | 207.21円                | 〃     |
| 給水原価( 〃 )                             | 192.29円                | 〃     |
| 1人1日使用水量(有収水量)                        | 253.0ℓ                 | 〃     |
| 公共下水道処理面積                             | 4,407.27 ha            | 〃     |
| 公共下水道処理人口                             | 541,907人               | 〃     |
| 公共下水道普及率(人口)                          | 89.14%                 | 〃     |
| 処理区域内戸数                               | 277,678戸               | 〃     |
| 水洗化戸数                                 | 262,683戸               | 〃     |
| 水洗化率(世帯)                              | 94.60%                 | 〃     |

# 市政のあらまし

令和7年度

発行 令和7年6月  
改訂 令和8年2月  
編集 川口市議会事務局  
TEL 048(258)1110(代)  
048(257)1405(直)  
FAX 048(257)5500

